

令和5年第一回定例会

八丈町議会議録

令和5年 3月1日 開会

令和5年 3月30日 閉会

八丈町議会

令和5年第一回八丈町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月1日)	
議事日程	3
出席議員	3
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	6
施政方針	7
議案第 1号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案第 2号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
議案第 3号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
議案第 4号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
議案第 5号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
議案第 6号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
議案第 7号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
議案第 8号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
議案第 9号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
諮問第 1号の上程、説明、質疑、討論、採決	66

散会の宣告	6 7
署名議員	6 9

第 2 号 (3月14日)

議事日程	7 1
出席議員	7 1
欠席議員	7 1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 1
事務局職員出席者	7 2
開議の宣告	7 3
会議録署名議員の指名	7 3
一般質問	7 3
金 川 孝 幸 君	7 3
浅 沼 清 孝 君	7 7
真 田 幸 久 君	8 0
山 下 巧 君	8 7
沖 山 昇 君	9 1
浅 沼 隆 章 君	9 4
岩 崎 由 美 君	9 8
奥 山 幸 子 君	1 0 3
山 下 則 子 君	1 1 1
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 5
延会の宣告	1 5 5
署名議員	1 5 7

第 3 号 (3月15日)

議事日程	1 5 9
出席議員	1 6 0
欠席議員	1 6 0
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 6 0

事務局職員出席者	1 6 1
開議の宣告	1 6 2
会議録署名議員の指名	1 6 2
議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 2
議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 9
議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 2
議案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 6
議案第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 9
議案第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 7
議案第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 2
議案第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 4
議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 6
議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 7
議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 8
議案第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 9
議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 1
議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 5
議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 7
議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 9
議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 1
議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 2
議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 3
議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 5
承認第 1 号ないし承認第 5 号の上程、承認	2 1 6
散会の宣告	2 1 7
署名議員	2 1 9

第 4 号 (3月30日)

議事日程	2 2 1
出席議員	2 2 1

欠席議員	2 2 1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 2 1
事務局職員出席者	2 2 2
開議の宣告	2 2 3
会議録署名議員の指名	2 2 3
議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 3
議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 9
議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 2
議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 3
議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 6
議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 7
議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 9
議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について	2 6 1
閉議及び閉会の宣告	2 6 1
署名議員	2 6 3

八丈町告示第62号

令和5年第一回八丈町議会定例会を下記のとおり招集する。

令和5年2月22日

八丈町長 山下 奉也

1 期 日 令和5年3月1日（水） 午前9時

2 場 所 八丈町役場大会議室

応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	真田幸久君	2番	浅沼隆章君
3番	奥山幸子君	4番	浅沼清孝君
5番	山下則子君	6番	金川孝幸君
7番	冲山昇君	8番	岩崎由美君
9番	浅沼碧海君	10番	山下巧君
11番	浅沼憲春君	12番	山本忠志君

不応招議員（なし）

令和5年第一回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和5年3月1日（水曜日）午前9時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 施政方針
- 第 6 議案第 1 号 令和4年度八丈町一般会計補正予算
- 第 7 議案第 2 号 令和4年度八丈町介護保険特別会計補正予算
- 第 8 議案第 3 号 令和4年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 9 議案第 4 号 令和4年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算
- 第10 議案第 5 号 令和4年度八丈町水道事業会計補正予算
- 第11 議案第 6 号 令和4年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算
- 第12 議案第 7 号 令和4年度八丈町病院事業会計補正予算
- 第13 議案第 8 号 令和4年度八丈町浄化槽設置管理事業会計補正予算
- 第14 議案第 9 号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約の変更
- 第15 議案第10号 ねぎばな水壺線道路改良工事請負契約の変更
- 第16 議案第11号 八丈町立大賀郷中学校特別教室等空調設置工事請負契約の変更
- 第17 議案第12号 八丈町立富士中学校特別教室等空調設置工事請負契約
- 第18 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員（12名）

1 番	真 田 幸 久 君	2 番	浅 沼 隆 章 君
3 番	奥 山 幸 子 君	4 番	浅 沼 清 孝 君
5 番	山 下 則 子 君	6 番	金 川 孝 幸 君
7 番	沖 山 昇 君	8 番	岩 崎 由 美 君

9番 浅沼碧海君

10番 山下巧君

11番 浅沼憲春君

12番 山本忠志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
公営企業 管理者	佐々木眞理君	教育長	佐藤誠君
企画財政 課長	和田一宏君	総務課長	高野秀男君
総務課 課長補佐	山下進君	税務課長	福田高峰君
住民課長	佐藤真一君	福祉健康 課長	奥山勉君
福祉健康 課長補佐	大澤知史君	建設課長	瀬筒国治君
産業観光 課長	大川和彦君	会計課長	田村久美君
企業課長	菊池拓君	教育課長	菊池良君
消防長	菊池邦彦君	病務院 院長	菅原宏幸君
代表委員 監査委員	浅沼拓仁君	企画財政 課長	冲山晃君
福祉健康 保健係長	浅沼洋介君	産業観光 課長	奥山公貴君

事務局職員出席者

事務局長 高橋太志君

庶務係長 山本良太君

書記 佐藤章敬君

書記
(録音) 西野めぐみ君

◎開会及び開議の宣告

○議長（山本忠志君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しております。

よって、令和5年第一回八丈町議会定例会1日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため、町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（山本忠志君） これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本忠志君） 日程第1、会議録署名議員に7番、8番議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第2、会期の決定ですが、本日より3月30日までの30日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査結果報告、議長報告及び議員派遣結果報告はお手元に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

陳情書については、2月22日開催の議会運営委員会において審議の結果、議員配付と決定いたしましたので、お手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終了いたします。

◎行政報告

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第4、行政報告を行います。

町長。

○町長（山下奉也君） それでは、私のほうから行政報告を行います。

まず、12月からですけれども、12月15日は海区漁業調整委員会に出席しました。

また、21日ですが、先日報告がありましたように、オリックス株式会社を訪問しまして、地熱の関係をお願いに行っておりまして、また、全離島の懇談会でございますが、荒木会長を中心に正副会長と懇談しております。

12月22日ですけれども、松原 仁衆議院議員、また石原宏高衆議院議員、これは全国離島、離島振興法の関係で成立といたしますか、そういう部分でお礼を兼ねて、全離島の正副会長と意見交換を行っております。また、海区漁業調整委員会の公聴会を行っております。

12月23日ですけれども、離島対策の本部会議ということで、離島振興予算、法律成立しましたので、予算の関係を衆議院議員ほか、谷川衆議院議員が自民党の離島対策本部長ですので、谷川委員長をはじめ各衆議院議員のほうに要望活動を行っております。

また、1月17日には、公聴会と海区漁業調整委員会に出席しております。

1月20日と21日ですが、神田小川町の雪だるまフェア、これは嬭恋村から神田に雪を運びまして、雪だるまのフェアを実施するイベントですけれども、嬭恋村との交流がありまして、商工会関係と出席しております。

1月26日には、港湾関係の賀詞交歓会等に出席しております。

27日には、振興公社の会議、また東京都町村長会議に出席しております。

裏面をご覧ください。

1月28日ですけれども、表参道でTOKYO ISLANDS BOXというイベントがございます、島嶼の物産等、また知事とのトークセッション等がございます、それに出席しております。

1月29日には、議長とともに郷友会の総会・新年会に出席しております。

2月14日ですが、土地改良事業団体連合会理事会、また通常総会に出席しました。その後ですけれども、自治研修会、また自治功労者表彰式、町村長会議等に出席しております。

15日には、島嶼関係の伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造対策協議会、また第3回島じまん2023実行委員会、本年3年ぶりに竹芝で開催されますので、ぜひ皆さん方ものぞいていただければと思っております。その後、全離島の正副会長会議等に出席しております。また、

懇談会というのは、前日に自民党関係、また15日に公明党関係ということで、離島対策でお世話になった先生方と懇談会を開催しております。

以上です。

◎施政方針

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第5、施政方針を山下奉也町長より述べていただきます。

山下町長。

（町長 山下奉也君 登壇）

○町長（山下奉也君） それでは、令和5年第一回八丈町議会定例会の開催に当たり、私の町政に関する所信の一端と施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、今年は町長として3期目の締めくくりの年となります。この間、新型コロナウイルス感染症対策など、これまでに経験したことのない対応が必要となる難しい時期でもありました。コロナ禍による地域経済への影響を少しでも軽減するため、フェニックス・ロベレニー等の共選共販に係る出荷販売経費の補助や漁業操業経費への補助を行ってきました。また、住民生活を支えたいとの思いから、水道料金の全額補助も行いました。これからも町民の皆様のご生活に寄り添うように各分野での施策を実行してまいります。

八丈町の最大の課題である人口減少についても、農業・漁業の振興を図り、観光産業などの島内資源を結び、実効的な力を発揮できるよう意識してきました。コロナ禍でのリモートワークが日常的に行われる労働環境の変化は、都市部の人々の意識を大きく変えたように思います。地方としての八丈、離島としての八丈が、これまでとは違うイメージで都市部の人々の目に映っているのを感じます。雇用の場の創出と定住化の推進は難しい課題ですが、訪れたい島から住みたい島への変化を目指します。

離島であることで得られる海・山の自然の恵みは、八丈町の大きな魅力です。自然の恵みを生かす農業・漁業は、町の基幹産業であり、いずれも後退することのできない重要な産業です。後継者の育成・支援や必要な基盤整備を継続して行うとともに流通体制の整備を図り、生産力の向上と多角的展開の促進により、ブランド化や商品開発を推進します。

また、豊かな自然と自然災害は表裏一体の関係にあります。地球規模の気候変動によって、近年の災害は激甚化しており、生命・財産が失われる災害が多発しています。災害への備えは大きな課題であり、減災を意識しながら、防災計画を確認、改善し、防災体制をさらに充

実させます。

八丈町の財政事情は厳しい状況のままですが、島の未来に必要な施策は、積極的に事業展開を図ることも必要です。このような施策を着実に進めるため、地域特性や可能性を生かした地方創生を行っていきます。そして、これまでの手法では解決の難しかった課題についても、新しい技術や手段を用いた取組を行っていきます。

現在、八丈町が推進している「東京宝島サステナブル・アイランド創造事業」を活用していくのが、データとデジタル技術を活用していくデジタルトランスフォーメーションの手法です。意欲的な公民共創の取組として、東京都の支援を受けるこの事業は、新しい時代の行政手法を積極的に取り入れることで様々な行政課題を解決します。

さて、八丈町基本構想では、持続可能な開発目標（SDGs）の視点を取り入れ、「ともに支えあうあたたかい町」を将来像として決めました。「住民が主役の町」「島を生かす町」「歴史と文化を生かす町」「クリーンアイランドを目指す町」の4つの柱を町づくりの基本方向として掲げ、豊かな地域社会の実現を目指します。この基本構想では、「都市基盤」「生活」「文化・教育」「産業」「行財政・機構」と項目を分け、施策を分類しておりますので、この項目に従い主要な施策について申し上げます。

基本構想の「都市基盤」の項目では、「独特の気候、風土や人の営みなどの特性に立脚し、みどり豊かな町で住み続けられる環境」の整備について示しています。

サステナブル・アイランド創造事業についてですけれども、基本計画においても官民連携と情報通信技術の活用を挙げていますが、東京宝島サステナブル・アイランド創造事業では、東京都の支援を受け、みずほフィナンシャルグループと連携して、観光や防災、行政部門のDXを進めます。

移住定住について。

移住定住事業の促進を図るため、東京都や民間関係機関と連携し、昨年運営を開始した「多摩島しょ移住定住相談窓口」や移住定住支援員、地域おこし協力隊を活用するなど受入れ体制のさらなる強化に取り組みます。

次に、防災についてです。

基本計画における危機管理体制の強化を目指し、多様化する自然災害への対応を確実なものにします。災害対応におけるデジタル技術の導入・活用を民間企業と連携して実施し、災害の迅速な情報収集・共有など、災害対応の高度化・効率化を図ります。また、5か年計画の4年目となる防災行政無線のデジタル化に伴う工事については、計画的に実施します。

次に、土木・管財事業について。

道路改良事業においては、災害時に坂下と坂上を結ぶ避難用道路として、中道伊郷名線を継続事業として実施するほか、藍ヶ江線など5路線の事業を実施します。また、既設の町道各路線の適切な維持改善を図るため、長寿命化修繕計画に基づいた道路修繕を行うほか、地域住民の利便性、安全性、観光振興、産業振興に考慮しながら、道路維持管理事業に取り組みます。

庁舎管理事業については、引き続き新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止に取り組み、安全かつ衛生的で持続可能な維持管理に努めます。また、供用開始から10年を経過し、設備保全及び除草費用等の維持管理コストの増大という課題を踏まえ、経費節減を目指すとともに、八丈町庁舎新グランドデザインの実現に向けた環境整備に取り組みます。

町営住宅事業については、八丈町公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な更新及び適切な修繕を実施します。基本構想の理念に基づき、入居者が健康で文化的な生活を送ることができるように良質な町営住宅運営を目指します。

財産管理事業については、町の財政状況が厳しさを増していく中において、総合的な財産管理コストの削減を図りつつ、未利用財産の活用、または処分の方法を全庁横断的に検討します。

次に、消防について。

基本計画における資機材の充実化などによる消防団の体制強化については、消防団車両管理事業として、大賀郷分団ポンプ車の車両更新を実施します。老朽化が懸念される車両にあっては計画的に更新を図り、災害対応に支障が生じないように努めます。

次に、水道浄化槽事業についてです。

基本計画では、水道事業の健全化と計画的な施設整備について示しています。水道料金については、平成22年4月に改定して以来、12年間維持してきましたが、老朽管更新や将来の施設更新等の財源を確保するために料金の改定を予定しています。また、浄化槽使用料についても、令和2年度に公営企業法適用となり、経営状況を改善する必要が明確となったため、改定を予定していますので、ご理解をお願いします。

水道事業ですが、令和5年度の完成を目指し、引き続き大川浄水場改修工事を行います。また、安全・安心な水を供給するため、老朽化した管路、施設の更新を行います。

浄化槽事業は、自然環境の保全と生活環境の向上のため、合併処理浄化槽の普及率向上の啓発活動を図ります。

次に、一般旅客自動車運送事業について。

道路工事に伴う移転による事務所・車庫の建設工事を引き続き行い、令和5年度の完成を目指します。乗り合い事業・貸切り事業ともに安全な運行に努めます。

次に、基本構想の「生活」の項目では、「町民の支え合いによる、いたわりの気持ちがあふれるあたたかい町」の実現について示しています。

廃棄物処理についてですけれども、基本計画において、環境・衛生として、新クリーンセンター整備による安定的かつ適正な廃棄物処理や、不快害虫や外来種への対応について示しています。令和3年度から継続事業の新クリーンセンター建設事業について、令和5年度は地上部分の建設と並行して内部機器類の設置を済ませ、試運転及び安全確認を実施します。長期間にわたり安全かつ安定的なごみ処理ができる施設として、令和6年度からの供用開始を予定しております。

また、し尿の収集処理については、適正な費用負担とともに、くみ取り便槽からの合併処理浄化槽への転換が促進されるよう努めます。

環境衛生について。

大量発生し生活環境に甚大な影響を及ぼしているアシジロヒラフシアリ対策として、令和4年度に坂上地域で良好な成果が得られた一斉防除試験を令和5年度は島内全域に拡大して実施します。有効な効果を得るためには、町民の皆様のご協力が必要不可欠となりますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。また、ヤンバルトサカヤスデやアズマヒキガエル等の外来生物対策にも引き続き取り組みます。

次に、子育て支援について。

子育てや保育環境の充実は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援として基本計画で示しています。子育て環境の充実を図るため、中学生までを対象とした医療費助成を高校生まで拡充します。

保育園について。

老朽化した施設の整備計画を進めます。新型コロナウイルスをはじめとする感染症流行下においても、社会機能を維持する方々のため継続的な事業運営に努めます。保育園に勤務する保育補助員を対象とした資格取得のための補助制度を継続するとともに、保育士の確保に努めます。

子ども家庭支援センターについては、子育て応援拠点として、妊娠から子育て期まで親子に寄り添う支援を総合的・継続的に実施します。

次に、高齢福祉について。

基本計画では、高齢者が生き生きと暮らせる町づくりについて示しています。高齢者がこれまで培った知識・経験を生かし、地域を支える担い手として活躍できるよう、シルバー人材センターの運営や外出の機会のきっかけとなる老人クラブ等の活動を支援します。

介護保険についてです。

第8期介護保険事業計画に基づき、高齢者が暮らし慣れた島の中で、生き生きと安心した生活を送り、要介護者とならないよう、健康寿命の延伸となる予防活動を関係機関とともに適切に推進します。

障がい福祉について。

第6期八丈町障がい者福祉計画に基づき、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業等の充実を図るため、関係機関と連携した取組を推進します。

予防接種について。

基本計画における保健・医療の分野では、予防医療などの推進と継続可能な医療体制の構築について示しています。新型コロナワクチン接種について、国の動向を注視しながら、引き続き医療機関と連携を取り円滑に実施します。

次に、保健・母子・健康増進事業について。

島外医療機関への通院交通費やがん患者のウィッグ等購入費の一部助成を継続して実施します。養育費の負担軽減を図るため、新たに家事育児サポート事業を開始します。そのほか、妊産婦の方や子供たちへの切れ目のない支援を継続していきます。また、健診や国で定められた予防接種も安定的に実施します。

温泉事業について。

町民の健康増進や観光資源として快適に利用できる施設運営に努め、合理的な施設管理を検討しながら計画的に施設の改修整備を実施します。

次に、病院事業について。

町立八丈病院が掲げる患者の立場に立ち、地域に根差した医療を提供し、患者の家庭、社会復帰の自立支援を行うという理念の下、医療従事者の確保に努め、医療レベルの維持を継続します。また、救急医療と島外医療機関との適切な連携により、安心感を与える医療を提供します。さらに、持続可能な医療提供体制を確保するため、病院経営強化プランを策定します。また、第二種感染症指定医療機関として感染症対策に全力で取り組みます。

次に、基本構想の「文化・教育」の項目では、「離島という地域特性を特徴として捉え、

文化の香り高い町」の実現について示しています。

学校教育の充実について。

学校施設及び給食センターの長寿命化計画に基づく改修及び建て替えの検討を進めます。子供たちや学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、学校教育は学校・家庭・地域による一体的な取組が必要とされています。社会総がかりでの教育の実現のため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の設置に向けて準備を進めます。

次に、生涯学習と文化及びスポーツの振興について。

基本計画では、文化施設や社会教育施設の整備推進について示しています。歴史民俗資料館の開館に向けて文化財指定された本館・新館の耐震補強工事を進めます。同時に収蔵物展示のための実施設計を行います。また、町民の学習やコミュニティ活動、スポーツ活動を支援するため、中之郷公民館の建て替えを検討するなど社会教育施設の環境整備に努めます。

次に、基本構想の「産業」の項目では、「いきいきとした町づくりのため、地域経済の原動力である各種産業の振興」について示しています。

農業関連事業について。

基本計画では、農業基盤整備、農業者支援、富士牧野の整備等について示しています。新規就農者の確保と育成のため、八丈町農業担い手育成研修センターに農業DXの技術を取り入れ、農業者の生産力向上につながるよう機能強化を図ります。

農地の利用促進を図るため、農業委員会と連携し積極的に農地の流動化に努め、生産施設等の整備を計画的に進めることで共選共販体制の強化と支援を行い、高品質な農産物の出荷に取り組みます。

また、町独自の農地仲介制度の認知度を高めるため、効果的な広報に努めます。農業基盤整備では、登立農道のほか三根河尻水路の改修工事、防災事業では、中之郷銚子の口ため池の改修工事を継続し、国の災害復旧事業を活用し玉栗農道の復旧工事を行います。

富士牧野関連事業については、牧野経営の合理化を図るため、畜産DXの技術を活用し電気・通信のインフラ整備と牧野区域の見直しを行い効率的な牧野経営を目指します。

次に、水産・商工振興についてですが、基本計画では、水産・商工について、基盤整備や担い手確保などについて示しています。水産振興については、漁業経営の安定化を図るため、フォークリフト等出荷運搬車両整備への支援を継続します。後継者対策では、就業体験事業や生産者への支援を通じて、新規就業者の育成・確保に引き続き努めます。

商工振興については、アフターコロナに向けて商工会が行う事業を中心に、実情に合わせ

た対策を支援します。また、伝統工芸品である「黄八丈」の事業について、引き続き支援を行います。

観光振興について。

基本計画における観光業の分野では、情報発信の強化と戦略的な観光誘致について示しています。アフターコロナの旅行需要を逃さないため、国や東京都の情報に注視し、八丈島観光協会、八丈町商工会、八丈支庁など島内各関係機関と連携を図り、SNSやネット集客、島外での観光PR事業などを効果的に実施します。

また、交流人口の増加を図るため、好調である団体集客事業を継続し、スポーツ合宿や企業・学会などで行う大型の会議等の誘致を官民連携で行います。

次に、基本構想の「行財政・機構」の項目では、「町民と行政が一体となって地域の発展に取り組む」ことが示され、広範な分野に触れています。

納税ですが、基本計画では、行政のデジタル化や健全な財政運営について示しています。町税は、地域社会における様々な行政サービスを提供していくための重要な財源です。期限内納付の重要性を周知徹底し、財源の確保と納税秩序の維持に努めます。また、自宅などからインターネットを利用し納税が可能となる共通納税システムの利用拡大を図ります。

次に、個人番号制度・各種証明書等の交付について。

マイナンバーカードを含め各種証明書等の交付に際し、本人確認を厳格に実施するとともに、個人情報の漏えいを防止し、適切な制度運用を図ります。

国民健康保険は、東京都と連携して安定的な財政運営と事務の効率化を図るとともに、適正な税負担について丁寧な周知に努めます。国民年金においては、制度の周知を図ります。

次に、町制70周年記念事業の立案についてですけれども、令和6年度は町制施行70周年の節目の年を迎えます。この節目の年を町民の皆様とともにお祝いし、未来に向けた記念の年とするため、令和5年度において各種行事等のメニューづくりを行います。

以上、令和5年度の主な施策の概要について申し上げました。

来年度の各会計の予算額は、一般会計115億4,000万円、特別会計24億6,000万円、企業会計36億1,000万円、合計で約176億1,000万円となりました。

財政状況は依然として厳しい状況に変わりはありませんが、特定有人国境離島地域に対する雇用機会拡充支援事業をはじめ、農業・漁業の基盤整備や教育関連施設整備などの投資的施策を中心に、先を見据えた事業に積極的に取り組んでいく予算となっています。これらの施策を着実に遂行することで、住民が主役の町づくりを目指し、町民の皆様のご理解の下、

全力で取り組んでいきます。

ここに重ねて議員各位並びに町民の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の施政方針といたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続きまして、日程第6、議案第1号 令和4年度八丈町一般会計補正予算を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） それでは、書類番号の2をお願いします。令和4年度一般会計補正予算書をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

最初に訂正がございますので、申し訳ありませんが、訂正をお願いします。

第1条の「既定の歳入歳出予算の総額に」、この「総額に」の「に」を「から」に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは改めまして、議案第1号 令和4年度八丈町一般会計補正予算書。

令和4年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億8,628万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億6,404万9,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課長（和田一宏君） ありがとうございます。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いします。

第2表、継続費補正、変更です。

10款5項社会教育費、事業名は歴史民俗資料館改修事業になります。こちらは総額に変更はありません。年割額の変更になります。補正前、令和4年度年割額2億8,922万7,000円、令和5年度の年割額2億3,298万8,000円、令和6年度の年割額1億3,203万6,000円、これを補正後、令和4年度年割額1億5,570万4,000円、令和5年度2億812万8,000円、令和6年度2億9,041万9,000円に変更します。

次に、第3表、繰越明許費の補正です。追加になります。

2款1項総務管理費、事業名、事務系システム機器入替委託、4,290万円、こちらは5月に完了予定をしております。

次に、4款1項保健衛生費、出産・子育て応援ギフト配送委託、こちらのほうは400万円ですが、本人の申請になりますので、終了時期は決まっておりません。

8款1項道路橋梁費、ねぎばな水壺線道路改良工事、金額が8,479万6,000円、7月完了予定です。

電線共同溝予備設計委託、279万1,000円、こちらは8月完了予定です。

中道伊郷名線電柱移設補償、314万1,000円、こちらは6月完了予定となっております。

次のページをお願いします。

第4表、地方債補正、変更です。

災害防止事業債、補正前2,130万円、こちらを1,150万円に変更いたします。銚子の口ため池整備工事の関係になります。

農道整備事業債、2,800万円を2,370万円に、安川農道整備事業関係になります。

道路橋梁整備事業、2億200万円、これを1億5,720万円に、藍ヶ江線ほか2路線の道路改良事業になります。

計8億9,143万4,000円、補正後8億3,253万4,000円、5,890万円減額いたします。

起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

10ページをお願いします。

歳入歳出とも項の補正額を中心に説明します。

初めに、歳入です。

1款1項町税132万円の減、個人分は滞納繰越分が減となります。法人分は、現年課税分、滞納繰越分ともに減となります。

2項固定資産税481万9,000円、現年課税分、滞納繰越分とも減となります。

3項軽自動車税7万2,000円の増、種別割で現年分は増、滞納分は減となります。

11款1項地方交付税7,115万2,000円の増、普通交付税の増で臨時経済対策分として、令和4年度に限り追加交付されるものとなります。

下のページになります。

13款1項負担金3万8,000円の増、老人保護措置費負担金、1名分の負担額の変更になります。

14款1項使用料26万6,000円の増、子ども家庭センターや底土海浜公園の使用料の増にな

ります。

2項手数料5,000円の増、道路台帳交付手数料になります。

15款1項国庫負担金437万6,000円の増、保険基盤安定負担金で国保分が270万6,000円の増、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金167万円の増となります。

次のページをお願いします。

2項国庫補助金1億9,198万7,000円の減、総務費関係では717万7,000円の減ですが、特定有人国境離島関係の交付金の実績により273万1,000円の減、デジタル基盤改革支援補助金、こちらは税番号制度システム改修の444万6千円の減となります。

飛びまして、衛生費関係では1,533万円の増ですが、循環型社会形成推進交付金、クリーンセンター関係が交付決定により1,731万6,000円の増、その下、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、町の集団接種分になりますが、こちらは465万2,000円の減、出産・子育て応援交付金、とうきょうママパパギフト事業ですが、こちらが266万6,000円の増、その下の農林水産業費は3,811万3,000円の減ですが、農地防災事業補助金、銚子の口ため池工事費で2,626万4,000円の減、農山漁村地域整備交付金、こちらは河尻水路工事の減で、1,184万9,000円の減となっております。

その下、土木費関係では558万8,000円の増ですが、地域住宅交付金、粥倉団地設計等の増となります。

教育費では1億6,752万5,000円の減ですが、一番下、登録有形文化財関係の補助金、歴民関係の補助金が1億6,580万8,000円の減となっております。

下のページになります。

16款1項都負担金93万6,000円の増、保険基盤安定負担金、国保分は増となりますが、後期分が減となります。

2項都補助金7,518万5,000円の減、民生費関係では、児童福祉費で高校生等医療費助成事業準備費補助金、令和5年度に向けてのシステム改修を66万円予算化しております。

1つ飛ばしまして、農林水産業費では、農業費で農地防災事業補助金、銚子の口ため池関係です。656万6,000円の減、小規模土地改良事業補助金、安川農道、登立水路の関係になりますが、1,271万円の減、農山漁村地域整備交付金、河尻水路の工事費で430万9,000円の減、林業費で島しょ観光資源・林産物生産振興事業補助金、ポットホールの関係ですが、1,000万円の減、土木費では市町村土木補助金4,416万7,000円の減ですが、5路線で翌年度への繰越しや入札不調、また実績により減となっております。

次のページをお願いします。

3 項委託金530万5,000円の増、消防費委託金が主で、空港消防業務委託金が確定により558万2,000円増となっています。

17款 2 項財産売払収入82万4,000円の増は、土地売払収入になります。

下のページ、18款 1 項寄附金180万5,000円は、ふるさと納税分となります。

19款 1 項基金繰入金 1 億5,000万円の減、財政調整基金を9,300万円、ふるさと創生基金を5,700万円減額します。

2 項特別会計繰入金226万8,000円の増、国保会計からの繰入金が145万8,000円の増、後期高齢者医療特別会計からの繰入金が81万円の増、次に21款 4 項雑入888万円の増。

次のページをお願いします。

ハロウィンジャンボ宝くじの交付金が343万4,000円の増、多摩・島しょ行政手続オンライン化助成金545万5,000円の増が主なものです。

22款 1 項町債5,890万円の減、農林水産業債では銚子の口ため池980万円減、安川農道430万円減、土木債ではねぎばな水壺線2,770万円減、藍ヶ江線830万円の減、フゲガ山甲大庭線880万円の減、計、補正前の額98億5,033万3,000円、補正額 3 億8,628万4,000円の減、計94億6,404万9,000円。

次のページをお願いします。

歳出です。

1 款 1 項議会費200万3,000円の減、報酬や職員手当等の減となります。

2 款 1 項総務管理費1,538万2,000円の減、一般管理費では不用額の減と、次のページにいていただいて、財産管理費では旧庁舎擁壁解体工事116万8,000円の減。

次のページをお願いします。

離島振興費では、雇用機会拡充事業補助金が実績により273万1,000円の減、IT推進費では行政手続オンライン化基盤構築委託料791万5,000円の減、事務系システム機器入替委託料198万円の減などとなっています。

2 項企画費250万6,000円の減、こちらは移住定住支援委託料139万円ほか不用額の減となります。

次のページをお願いします。

3 項徴税費248万6,000円の減、こちらはシステム改修委託料134万1,000円の減ほか不用額の減となります。

4 項戸籍住民基本台帳費35万9,000円の減は不用額です。

5 項選挙費911万4,000円、議会議員選挙で選挙公営負担金756万5,000円が主で、ほかは不用額となります。

6 項統計調査費16万円の減は不用額です。

7 項監査委員費32万6,000円は、旅費の不用額です。

3 款 1 項社会福祉費209万8,000円、社会福祉総務費関係では国保会計繰出金が671万3,000円の増、一方、老人福祉費では介護保険特別会計繰出金が188万8,000円の減となっております。

下のページへ行っていただいて、2 項児童福祉費44万8,000円の減、高校生等医療福祉費でシステム改修委託料66万円の増がありますが、児童福祉総務費であおぞら保育園調理室エアコン取替え工事が入札不調により219万2,000円の減となっております。

4 款 1 項保健衛生費8,469万1,000円の増。

次のページをお願いします。

保健衛生総務費の増につきましては、病院事業会計繰出金を1,117万3,000円減額し、8,000万円増額して、病院事業会計出資金として組み替えて、9,117万3,000円増としております。こちらは消費税の関係で出資金にしております。

母子保健費の増は、出産・子育て応援ギフト配送委託料400万円の増が主なものです。

健康増進費の減につきましては、不用額となります。

下のページをお願いします。

予防費の減につきましては、定期予防接種委託料1,006万円の減ほか不用額の減、またコロナワクチンの関係は、町が行う集団接種は減ですが、個別接種の委託料は増となっております。

環境衛生費では、次のページをお願いします。26ページになります。

こちら先ほどの病院と同様、水道事業の繰出金を1,696万7,000円減額し、出資金へ組み替え、2,000万円増額して、3,696万7,000円としています。こちらも消費税の関係です。

2 項清掃費1,399万9,000円の減、じん芥処理費ではクリーンセンター改修工事722万5,000円の増はありますが、廃棄物島外運搬処理委託料1,700万円の減となっております。

し尿処理費では、光熱水費250万円の増、浄化槽汚泥収集運搬委託料120万円の増ですが、浄化槽設置事業会計出資金と繰出金で508万3,000円の減となっております。

5 款 1 項労働諸費48万3,000円の増、コミュニティセンターの修繕料の増となります。

6款1項農林業費1億8,745万2,000円の減。

次のページをお願いします。28ページになります。

農地費では、玉栗農道改修測量設計委託料365万2,000円が増ですが、小規模農道整備事業費補助金が854万4,000円減となっています。

土地改良事業費では、委託料が3件で939万1,000円の減、工事請負費関係で銚子の口ため池改修工事が入札不調により4,350万円の減、水路改修工事では河尻水路が減額、登立水路が入札不調により3,550万円の減、農道改修工事は安川農道が1,138万7,000円の減、土地購入費は3件で1,045万1,000円の減となっております。

次のページをお願いします。

経営構造対策事業の関係は、温水供給施設撤去工事は入札の不調により6,000万円の減、林業費ではポットホール散策路整備工事950万円の減などとなっております。

2項水産業費2万円の増は、消耗品費の増となります。

次のページ、3項振興費61万1,000円の減は不用額になります。

7款1項商工費591万8,000円の増、物流センター関係で光熱水費が192万5,000円の増、観光費では新型コロナウイルス感染症復興割集客キャンペーン事務委託料500万円の増。

次のページをお願いします。

8款1項道路橋梁費2,212万3,000円の減、道路新設改良費でねぎばな水壺線道路改良工事2,200万円の増はありますが、委託料で電線共同溝予備設計・測量委託料が1,607万6,000円の減、藍ヶ江線道路改良工事で567万5,000円の減、フゲガ山甲大庭線道路改良工事で1,800万円の減、補償補てん及び賠償金で電柱移設補償金が364万9,000円の減となっております。

3項都市計画費38万円の増、こちらは南原野球場のブルペンの屋根、これが壊れたことにより撤去の委託料が37万円の増となります。

次のページをお願いします。

4項住宅費384万5,000円の減、光熱費は50万円増ですが、修繕料278万4,000円減など、不用額の減となっています。

住宅の建設費ですが、工事調査設計委託料が100万円減、これが主なものとなります。

9款1項消防費120万2,000円の増、常備消防費で超過勤務手当200万円増、修繕料ほか47万円の増、そのほかは不用額の減となっています。

下のページをお願いします。

10款1項教育総務費23万円の減は、不用額の減です。

2項小学校費463万4,000円の減、学校管理費については不用額になります。

次のページをお願いします。34ページになります。

教育振興費につきましては、不用額の減と使用料及び賃借料で教育ソフト使用料が東京都負担となったため392万円減となっております。

3項中学校費279万2,000円の増、学校管理費で富士中キュービクルの改修により工事費が459万4,000円の増、下のページ、一方、教育振興費では教育ソフト使用料が都負担となったため150万円の減、負担金補助及び交付金で中学校文化活動振興事業補助金、体育連盟大会参加事業補助金が合計で112万9,000円減となっています。

4項学校給食費52万7,000円は不用額になります。

5項社会教育費1億3,307万2,000円の減。

次のページをお願いします。

社会教育総務費では、超過勤務手当223万円の増はありますが、不用額の減と、下のページになりますが、歴史民俗資料館費で歴史民俗資料館改修工事費1億3,315万3,000円の減、保健体育費25万円、こちらは不用額の減などが減となっています。

次のページの11款1項公共土木施設災害復旧費16万4,000円の減は、契約差金になります。

12款1項公債費、こちらは財源更正になります。

13款1項特別会計繰出金8,400万円の減。

次のページをお願いします。

一般旅客自動車運送事業会計出資金を8,400万円減し、こちらは事務所の建設費ですが、令和5年度当初へ繰越しをいたします。

14款1項予備費17万7,000円の減。

計、補正前の額98億5,033万3,000円、補正額3億8,628万4,000円の減、計94億6,404万9,000円となります。

説明は以上になります。よろしくをお願いします。

○議長（山本忠志君） お諮りします。

一般会計の補正予算につきましては、初めに歳入、そして歳出については款を分けて進行したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認めます。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、予算書のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願い申し上げます。
それでは、質疑をお受けいたします。

一般会計補正予算書、歳入、10ページから16ページについて質疑をお受けいたします。質問ございませんか。10ページから16ページです。

それでは、1番。

○1番（真田幸久君） 歳入の10ページの11款地方交付税に関して質問がございます。今回普通交付税、先ほどご説明あったように7,115万2,000円が交付されました。こちらのほうは12月9日に第2次補正予算が国のほうで通って、そこで確定して、金額もそこで総務省からの発表があったかと思うんですけれども、こちらについては実際に例えば町が議会で予算を通せば、いつ実際に使えるものなのかという事務的なことをまず教えていただきたいのが一つ。

それから、今回の補正予算において、この普通交付税の追加については、内容はある意味物価高対策と経済再生というのは、基本的には地方交付税なので、使途自由ではありますけれども、意図としてはそこに重点を置いて出されたものであるもので、それが今回の補正予算の歳出のほうでどのように反映されているのかというのを、歳出のときにお話ししたほうがよければ、それでも構いませんけれども、そういった関連がどうなっているのかということの2点をよろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） まず、地方交付税は、この議会で承認されれば、すぐに使えるということになります。経済対策分ということは変わりませんけれども、どこに当て込むかというのは町の裁量に任せられているということでございます。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） だとしたら、あくまでもこれは国の補正予算のほうで経済対策的に出された交付税であるので、本来であれば使途は自由と言いながら、そこに扱うべき一時的な歳入かと私は考えるので、であれば例えばこれまでのように水道料金を、12月に使えるようになった時点で臨時議会なら臨時議会にかけることによって、そういったことに回すことも可能であったのではないかと、そういったことに使うべきではないかというふうに考えて、今の質問をさせていただきました。なので、ある意味それは確かに町の裁量とはいえますけれども、本来であれば議会にかけるべき内容ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） コロナの関係は、臨時交付金で水道料金を補助していたわけ

ですけれども、それには当然町の財源も一部入っておりますので、そちらのほうに充てさせていただいても構わないと、そういう解釈だと思います。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 今の回答は、私の質問の回答になっていますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 財政係長、お願いいたします。

○企画財政課財政係長（沖山 晃君） 交付税については20何億円と大きな予算になっております。本来交付税の積算には、もっと細かく積算の中身が示された積み上げになっているんです。なので、どの事業に幾らずつ充てるというのを出すというのは、すごい無理といったらあれなんですけど、労力的にかなり厳しいものになります。なので、交付金は一般財源の財源補填として交付されていると認識していただきたいところです。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） それは私は理解してまして、当然なぜ最初の質問をああいう聞き方をしたかという、後の質問のほうがメインの私が申し上げたいことで、何か特定のことをしているのか、していないのかというのがまず大事かなと思ったので、聞きました。それはそうではなくて、本来交付税が細かくいろいろ分かれていて、特定するのは難しいというのはよく分かっているんですけれども、今回の増額の趣旨ということから考えると、本来であれば、趣旨に沿ったところに使うべきではないか、歳出先を向けるべきではないかという前提があるので、申し上げたので、交付税がそういうものであることは十分理解した上で、あえて今回言っています。全体の中で来ているものであれば、それは私も言いませんけれども、今回の趣旨というのはあくまでも経済対策として出されたものであることは明らかですし、総務省が出している文書のほうでもそのような内容が書かれているので、であればそれに沿った形でやったほうが町、住民の方にとってはいいのではないかとということで申し上げたということです。

○議長（山本忠志君） 財政係長。

○企画財政課財政係長（沖山 晃君） おっしゃられていることはよく分かります。ただ、どこの自治体でも今回の緊急経済対策、どこの事業に充てているか、そういったものは出してないと思います。ですが、実際電気料金等値上げしていますけど、そこは一般財源で賄っております。なので、そういったところで補填されているという認識で私はおります。

以上です。

○議長（山本忠志君） ほかに歳入に関する質問をお受けいたします。質疑ございませんか。

5番、どうぞ。

○5番（山下則子君） ちょっとお聞きしたいんですけれども、12ページから13ページにかけてなんですけど、国の子育て支援交付金とか、あと子育て応援交付金、それから都のほうの子ども・子育て支援交付金、とうきょうママパパ応援事業補助金というところの細かい内容といたらあれなんですけど、それぞれどういうものかというのを説明いただいてもよろしいでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 今ご質問いただいた中身について、12月の定例会でも山本議長のほうから、実は11月22日でしたか、国のほうから伴走型相談支援と出産・子育て応援ギフトの閣議決定されたということでのご質問もあって、そこでもお話ししたと思うんですけれども、一応この細かい趣旨というか、高校生の医療費の助成とか、こういったものも国のほうで制度化して、補助も頂けるということで組んできたものなんですけれども、とうきょうママパパ応援事業とか、あと12ページの出産・子育て応援交付金とか、こういったものも含めまして、私が12月でお答えしたように、従来町では既に伴走型とか、子育てについては東京都さんのとうきょうママパパ応援事業、こういったものも活用して、妊娠から出産ですね、そういったところで子育て用の用品をカタログギフトみたいな形でいろいろお配りしているということをお話ししたと思うのですが、今回の国の10万円というものも、実際は妊娠で5万円、出産されて5万円ということで、計10万円を負担、支援しましょうということで、そのうちの3分の2を国のほうが負担すると。残り6分の1ずつを東京都さんと八丈町、自治体で負担してくださいというお話で最初来ていたんですけれども、実はこの事業も東京都さんが今年度、令和4年度から実施すれば、とうきょうママパパ応援事業のほうで八丈町が持つべき6分の1、この部分も持っていただけると、補助として頂けるというお話があったので、こういったように先ほど今年度で申請を行って、実際は繰越明許、先ほど予算の中でも説明したように実際は4月に入ってから支援するという形にはなるんですけれども、そういった部分で今回この3月の段階で補正を上げさせていただいたというところなんです。一応今年度実施ということなので、対象の方は令和4年度に出産された方まで遡って支援していくという形になっておりますので、その辺でご理解いただきたいと思います。

○議長（山本忠志君） 5番。

○5番（山下則子君） そうすると、令和4年度に妊娠しても頂けるものなのですか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 令和4年度に出産された方が、実際人数、今、町で把握しているのが35名ほどいらっしゃるので、その方々には令和4年度に入って出産された場合には一律10万円をお渡しする。10万円って、すみません、現金ではありません。カタログギフトで10万円分をお渡しするというので考えてございます。

○議長（山本忠志君） 5番。

○5番（山下則子君） 今、妊娠されている方で、令和5年度に出産になってしまうという方についてはどうなのでしょう。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 令和5年度につきましても、東京都さんのほうでまた引き続き6分の1分を持っていただけるということなので、その部分も合わせて申請していきたいと考えてございます。

○議長（山本忠志君） ほかに歳入に関する質疑をお受けします。

3番。

○3番（奥山幸子君） 13ページの農林水産業の島しょ観光資源、ポットホルの分だと思うんですけど、この事業は都から補助金が出るということで、3年計画で1,000万円ずつという話だと思うんです。ポットホルを見れば、この減額の理由が、機械が入らないという話だったと思うのですが、補助金を出す以上は、都の職員も町の職員も現場を見るところなんです。見て、機械が入るか入らないかはすぐに分かるのではないかなと思うんです。その時点でなぜ計画を変更するとかしなかったのか。

いきなりここで減額という、ちょっとみっともない感じがするんですけど、町としてもお金を頂く、補助金を頂くわけですから、ちゃんと現場を説明して、実現可能なものなのかどうかというのを早く判断すべきでなかったかなと思うのと、またそれだけの観光資源としての補助金があれば、ほかの部分にも使えるものだと思うんです。そうすると、もっと観光に有効な事業が提案できたのではないかなと思うので、とても残念に思ったので、この辺をどうお考えなのか伺います。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 事業の選定のときにガイドの部会の方とかとも話をして、どのような形でというようなところでの事業の選定というのは行われたというふうに聞いております。ただ、実際に希望していた形での工事、工法というのが、設計と実際の施工の段階での差がかなり開いていたということもあって、実際に事業を継続していくことが難しいと

というような判断をさせていただいたという経緯でございます。

こちらのほうが森林譲与税の島嶼での使い道ということで東京都さんから相談を受けまして、当時お話をさせていただいたというのがあると思いますが、使い道がある程度限られたものというような形でのご理解をお願いできればと思います。

以上です。

○3番（奥山幸子君） 今の説明で理解できますけど、とにかく町が受け入れる立場なわけですから、そのときに現場を知っているのは町側ですから、きちんと説明して、その事業が本当に実現可能なのかどうかをきちんと話し合っしてほしいなと要望です。

○議長（山本忠志君） 課長、最初の質問で他の観光施設の充実とかに使えないかという質問があったんですけど。

○産業観光課長（大川和彦君） 事業が限られているものということでご回答させていただきました。

○議長（山本忠志君） それがその回答ですか。

それでは、8番、どうぞ。

○8番（岩崎由美君） 今の関連でなんですけど、歳出のほうで伺おうと思ったのですが、今話が出たので、ここで伺います。

まず、そもそも3か年ということで、例年ほとんど使われていないと私は記憶しているのですが、そもそもなぜポットホールだったのか。そのあたりは大川課長は担当ではなかったかもしれないのですが、なぜポットホールだったのかというのをまず聞きたいです。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 先ほども財源の話で森林譲与税の使い道ということで、林道であったり、森林に関連するというような限られた予算の中、使い道の予算ということで、場所を選定していった中で、その当時の判断としてはポットホールが適地というような判断をされたというふうに伺っております。

ただ、林道ということで、町が管理している林道というのが鴨川林道、大里林道等ありますが、そのときにはそこでの活用というよりは、ポットホールでの散策路というようなお話が上がったというふうに解釈しております。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） それで、ポットホールと決まった後にガイドの方とお話をして、東京から設計する方が来て、一緒に議論したというふうに記憶しているんですけど、恐らく森林

譲与税で使えるほかの場所もあったと思うんです。最初は、一番最初にポットホールと決めて、ガイドと話すのではなくて、どこにするかをガイドとここなら使える、ここなら使えるという段取りを踏んでから本当はやったほうがよかった。直接のご担当されていた方が非常に苦労なさっていることは私も知っているのですが、あまり大きくいろんなことを言いたくないんですけど、ちょっとこの段取りがよくなかったと。

それで、3年間もう無理だと分かっている初年度にこれを切り替えることというのはできなかったのでしょうか。場所を決めてからやった。そういうのは行政の仕事のそういうふうになっているんだと思うんですけど。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） すみません、当初の話で、そのときにどういう判断をできたかというのは、ちょっと私の今ご回答はできないのですが、私が今年度事業を遂行する上で、事業を遂行するのが困難であるというふうに判断して、事業のほうをやめたというような形でありますので、そのときそのとき状況であったり、確認の内容であったりというのは、当然方法というのは、議員おっしゃるとおり事前に相談してからというのがよろしいのかなと思いますので、今後同じような事業があるときには、そのような形でまずは利用される方の意見を中心に事業のほうを着手していけるような形で段取りを取っていければというふうに感じております。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 恐らく当時ポットホール、ギネスに登録するとか、いろいろあそこを整備してほしいという声が多分どこから上がっていたと思います。そういう実際に利用する人と議論して、3年間ほとんど使わないで、ほとんど返してしまうというのは本当にもったいない。同じような森林譲与税のこういった公金が来た場合というか、もう来ないかもしれないんですね。八丈島さん、何か使い切らなかつたですよみたいなことになって。

だから、本当にこれ100%の事業だったと思うので、非常にもったいなかったなど。例えば三原山の山頂とか、もっともっと整備してほしいところはたくさんあったんですけど、同じようなことがあったら、絶対そういう段取りを間違わないで事業を進めていただきたいと思います。これは今、回答いただいたので、お願いしたいということでよろしく願います。

○議長（山本忠志君） ほかに歳入について。

1番。

○1番（真田幸久君） 先ほどご説明の中でうまくできなかった理由で設計と施工時に大きな違いがあったということなんですけれども、そうするとやはり設計業者の能力が問われるような内容だと思うんですけれども、そういった件に関して、町のほうでは例えば設計業者に関しては今後使っていないとか、そういうことの見直しなどは行われたのでしょうか。やはり設計と施工時が合わないということが理由なら、あまりにもお粗末かと思う内容なので、教えていただければと思います。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 設計と施工というところでは、当初の森林に係る工事の歩掛かりが、東京都の歩掛かりの計算と通常の一般土木の歩掛かりが違いがあって、その金額が合わないというようなお話を聞いていますので、設計自体に大きな問題があったのではなくて、歩掛かりの東京都さんと実際の島嶼で現場でやるときの差が大きかったというふうに聞いております。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） つまり都側の積算と実際がずれていたという、そういう意味ですか、積算というのは。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 都側の積算の根拠になる数字があって、一般土木で積算したものだとして、それを要は補助の対象として認められない部分が含まれてしまう、そういうような事象が起こったというふうに聞いております。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） そのこと自体は、例えば都側に何らかの対応をしていただくことでできなかったことなのではないでしょうか、差を埋めるというのは。あまりにもそれちょっと制度的にそこで合わなかったというのも少しどうなのかなという内容かと思いますので、町が悪いとか、都が悪い、それは難しいと思うんですけど、そのあたりは多分ほかの事業でも同じようなことが起こり得るかなと思いますので、そのあたりの詰めというのは都側と町側できちんとやっていかないと、同じようなことが起きるような気がするんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 昨年、一昨年とそのすり合わせをして、事業のほうは昨年、一昨年、あまり大きな規模ではできなかったのですが、そのすり合わせを今年度まで継続し

ていったのですが、手法とか、計算の根拠ですとか、その部分というのは最終的にすり合わせが今年度まで持ち越して、いろんな協議をしてきたんですけども、工事に至らないというような結果になってしまったというふうになっております。調整、協議はしてきております。

○議長（山本忠志君） それでは、歳入についての質問を続けて受けますが、もしなければ歳入については以上で質疑を終了したいと思います。

今、10時半ですので、休憩を入れたいと思います。10時45分に再開いたします。一旦休憩です。

（午前10時30分）

○議長（山本忠志君） それでは、休憩を解いて再開いたします。

（午前10時45分）

○議長（山本忠志君） 続きまして、今度は歳出のほうに入ります。

17ページの議会費から27ページの衛生費まで質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 17ページのふるさと納税返礼品の件ですけど、毎年1億円寄附されている方がいらしたんですけど、令和4年度の寄附はあったのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 今年度に関しましては、今おっしゃられた方からの寄附のほうはございません。1億円の寄附のお話だと思うんですけども、今年度はございません。今年度はないかと思えます。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 毎年そういう多額の寄附をしていただいて本当にありがたいわけですけど、何か特別な理由があるのか、事業の状態がよくないのか、その辺は伺っていますか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 私は、直接はそういったお話は聞いておりません。

○議長（山本忠志君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） 関連になります。歳入のほうにもあるんですけども、今回180万5,000円増えていて、ふるさと納税返礼品で5万円。ということは、ふるさと納税としての増えた

金額が5万円、返礼品5万円で、180万5,000円増えたのか、それともふるさと納税とは別個に寄附があって増えているのか、そこを教えてください。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 今回歳入で増やした部分がありますけども、その分の見合う返礼が約3割、頂いた寄附金に対しての3割の返礼をされておりますので、それに合わせたような形で今回は補正を上げております。

○議長（山本忠志君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） もう一度確認ですけども、5万円で180万5,000円が増えたのかどうかということだけ教えてください。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） もともと歳入のほうでふるさと納税で返礼品で予算を組んでいたのが96万円でした。96万円に今回プラスして5万円を補正するというような形になります。

○議長（山本忠志君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） ありがとうございます。八丈町の財政も結構厳しいというお話もあるので、前々からふるさと納税というのを増やして、財政確保というところをしていただきたいというお話は何度かさせていただきました。

返礼品だけでなく、八丈島にたくさん魅力があると思うんですけども、そこをPRすることで寄附を頂けるということも考えられると思いますので、特にふるさと納税は分かりやすく、一般の方も寄附しやすいというところもあるので、そこを伸ばす努力というのをし、財政確保していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） ふるさと納税に関しましては、ANAのダイナミックパッケージのほうも始めたというところもありますけども、私のほうでもいろいろと先日はですね、ちょっと規模は大きいんですけども、テレビ局の方がいろいろと八丈島で撮影に来た際に、自分の番組でも八丈島のふるさと納税みたいな形でご協力できることもありますというふうな、そういった声もいろいろと伺ってはおりますけども、なかなか全国放送というところで、どこまでどういった形で八丈島をPRできるのかというところがあるかと思います。

あくまでもテレビなので、ふるさと納税もそうなんですけども、八丈島を知ってもらいたい機会には当然ありますので、その辺も含めて、そういったいろいろとお話をする際にはふるさと納税の部分についても、できることはやればよいというふうに思っております。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） 今の件に関連してですけれども、いわゆる寄附をする人を待つだけでなく、クラウドファンディング的に例えば使用目的を特定して、八丈のほうで何かの政策を打ち出して、それに対して寄附を募るといような方策というのは、いろいろな自治体がやっているわけなので、八丈町のほうでもそういった形で今後の八丈島をどうしていくか、それにご協力いただける方はクラウドファンディングという形でご協力くださいということ企画を考えることも一つの手かなと思っています。

ただし、それを立ち上げる自体でコストもかかるので、それなりのめどがつかないと難しいのは分かっているんですけども、そういったことも含めてご検討いただければと思います。そのあたりの検討はされていますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） また、ふるさと納税とは違う形でのいろんな町の歳入部分という部分でのお話かと思しますので、そこはまたふるさと納税とは違う部分というところで、こういったものが町の事業に取り入れられるかということは、また庁内のほうでもいろいろと検討しなければいけないかなと思います。

○議長（山本忠志君） ほかに。

8 番。

○8 番（岩崎由美君） 今、ふるさと納税の話が出ました。八丈町に入ってくるお金もそうですが、八丈町の人がふるさと納税をほかの地域でやると、減免されますよね、税金がね。それが今どのぐらい、以前そういう数字を教えてもらったことがあるのですが、今年度についてはどんな状況か教えてください。

○議長（山本忠志君） 税務課長。

○税務課長（福田高峰君） 税金の寄附控除の関係だと思うのですが、町民税、140人の方がほかの自治体に寄附をしております。その総額1,351万8,000円、そのうち税額控除されたのが543万2,000円、これが令和4年度ということは、令和4年度の町民税で、その4分の3につきましては地方交付税算定基礎に算入されるということになっています。

以上です。

○議長（山本忠志君） そのほかにございませんか。

6 番。

○6 番（金川孝幸君） 32ページの住宅費に関してなんですけど……

○議長（山本忠志君） ちょっと待ってください。27ページ、衛生費まででお願いします。
1番。

○1番（真田幸久君） 19ページの12番、IT推進費、こちらのほうで行政手続オンライン化云々関連で1,000万円ほど減額があって、一方で、歳入のほうで16ページの雑入で多摩・島しょ行政手続オンライン化助成金が545万5,000円増額になっていますけれども、こちらの2点については何らかの関連があるのかということをお聞きしたいのと、具体的に減額の理由について教えていただければと思います。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 雑入で入っているほうは、これとは別に一般財源化しております。そういったIT関係には使っていますけれども、これとは別です。すみません、一般財源で当て込んでいたものを市長会に申請して、それが市長会で認めてもらえましたので、雑入で入っております。財源更正ということになります。

こっちの委託料のほうは、当初見込んでいたものよりも委託料が減額になったということで減額しております。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） それにしてはかなり大きな金額のような気がするんですけども、減額になったということは、もともとの金額の合計金額はどれぐらいだったのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） これがですね、うちのほうの委託をしております、庁内の行政手続の委託をしております業者からの見積りがありまして、それによって当初予算で予算化したわけなんですけれども、実際には作業工程上、これだけの減額になったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 基の金額との比較がないと、どれぐらい減額、率としてされているのかというのをお聞きしたいんですけど。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 当初予算1,980万円で予算化しております。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） そうすると、半額になったということですか。それはあまりにも積算が甘過ぎるような気がするんですけど。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） これが国のシステム構築、ガバメントクラウドが発表される前の予算ですので、その関係で減額になったものと思います。こちらは業者のほうの見積りですので、私どもとしてはそこら辺は中身は精査できないところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） そうすると、確認しますと、ガバメントクラウドのほう動き始めたので、要は町側が自前で作り込みするような部分の負担が減ったので、最終的にこの金額になっていったという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） そのとおりです。

○議長（山本忠志君） それでは、お待たせしました。5番、どうぞ。

○5番（山下則子君） 24ページのがん患者のウィッグ等購入助成金なんですけど、29万円減額ということは、50万円の予算で29万円ですから、21万円が令和4年度にかかったということなのですか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 前回もお話したように、令和4年度、実際ウィッグ等の申請が1件ということで少ないのですが、一応まだ年度の締めが今月末ということもございますので、この後、申請があるかも分からないということで、念のため最終までは置いておきたいということがございます。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

8番、どうぞ。

○8番（岩崎由美君） 総務費のところ、これは数字ではありません。先ほど今後マスクのことについて、議会では3月13日からというお話を事務局長のほうにされましたが、町民のほう、島民、島内への周知とか、方針とか、それは決まっているのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 報道で国のほうが、政府のほうがこういったマスクの着用の考え方ということを示されておりますので、住民の方もこういった形になっていくのかというのは重々理解していることと思います。ただ、基本的には国のほうも本人の意思に任せるといふふうな、そういったような話の中で、なかなか例えば町の施設に行くに当たっても自分は

マスクを着用しなければいけないのかとか、そういったことも当然聞かれることも出てくるかと思いますが。そういったところで町のほうでは3月13日以降のあくまでもこれは町としての対応になりますけども、対応としましては、基本的には政府の対策本部が示したような形で、ここは推奨というふうな形。

というのは、まず職員に関しましては、当然こちらからまず感染を広げない、また感染リスクの軽減もつなげるというふうなところで、あくまでは先ほど議会事務局のほうからも推奨という言葉が出ましたけども、来庁者の方と対面する際には、職員も職場内でのマスクの着用は推奨していくというふうなことでやっていきたいというふうに思っております。

施設のほうに関しましては、これは主に住民の方が利用される施設になるわけですので、その辺に関しましてマスクを着用するのかもしれないのかという部分に関しましては、来庁者へのマスクの着用の要請については解除していきたいというふうに思っております。利用者が利用する施設に関しましてはたくさんありますので、国のほうでも高齢者等の重症化リスクの高い方への感染を防ぐというのは当然これからも続けなければいけないところなんですけども、病院の受診時もマスクの着用はもちろん推奨していくというふうなことになります。

ただし、この先、状況がどういうふうになるか分からないというところも当然ございますので、高齢者など不特定多数の方が多く利用する場合、感染対策上、マスクの着用を求めることはできるというのは、これは残していきたいというふうに思っております。ですので、基本町のいろいろな施設を利用する際には、基本的には国の政府の指針に基づいて、マスクの必ずの着用というのは求めないというところで対応していきたいと思っております。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 一般の住民の人は、なかなか国の方針がこうだからといって、全てそれに従うかという、何となくやっぱり違うのではないかと考えている人とか、人によって非常に差があると思うんです、同調圧力みたいなものもあるかもしれないし。ただ、その辺はしっかりとそうなんだという、国の方針がそうだからというのがありますけど、町のほうではこう考えているので、こうしてください、推奨ですよとか、それをはっきりどこかで伝えて、SNSでもいいし、防災無線でもいいし、そういうところをお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） その辺はホームページだったり、その辺での発信というのは当然やっていきたいというふうに思っております。また、いろいろと施設に来る際にそこで気づ

くという方も当然いるかもしれませんが、そういった各利用されている関係機関とか、そういったところには各担当課のほうからも周知のほうを図っていくというところで、この辺のお知らせのほうは万遍にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（山本忠志君） 1番、どうぞ。

○1番（真田幸久君） 19ページの2の1、企画費の企画総務費の真ん中ぐらいですね、移住定住支援委託料139万円の減額になってはいますが、恐らくこれはNPOの移住定住促進協議会、委託先かと思いますが、念のため委託先と委託内容とその委託の条件並びに今回減額になった理由、背景についてお教えいただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 委託先はNPO法人の移住定住促進協議会、委託内容につきましては、うちの事務所でいろいろな空き家の調査ですとか、例えば登記所から空き家の登記簿を取ったりとか、そういう事務等していただいております。

減額になった理由は、派遣していただくのに時間が2か月ほど時間を要したということで、6月からになったということと、それから実際事務所にいていただく時間が1日4時間ぐらいというふうに短くなってしまったと、人の手配の関係でですね、そういう関係で減額になっています。

○議長（山本忠志君） 5番、どうぞ。

○5番（山下則子君） 補正予算に関係ないんですけど、25ページの環境衛生費になるかなと思うのですが、このところ老舗温泉旅館の大浴場でレジオネラ菌類の問題がメディアに出ています。

それで、お伺いしたいんですけど、八丈町の温泉施設のお掃除状況といたら変ですけど、前、お掃除をしている方に伺ったら、物すごく大変な、シルバーとは思えないような仕事量というか、しっかりタイルの目地までしっかりと磨いて対応しているから、とても年寄りの仕事ではないよということを昔聞いた覚えがあるんですけど、それほど今は、現在は温泉施設について、1週間に1回以上お掃除はしているんですよね。お掃除の内容というか、お風呂の水というのはちゃんと取り替えているのかとか、すみません、気になってしまって、教えていただければと思います。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） うちの町営温泉のほうなのですが、お湯はもちろん毎日入れ替えておりますし、あと水質検査のほうも、先ほどもレジオネラ菌とか、定期的に島しょ保

健所のご協力を得てやっております。

先月か、先々月ですか、実はある一部、ちょっと菌が検出されたということで、休業したという経緯もございまして、その中で休業して、再度調査、検査を行っていただいて、問題ないところをちゃんと島しょ保健所のほうから連絡をもらってから、うちのほうは営業を再開するという対応もしていますし、もちろんお掃除も毎日シルバー人材センターの皆様方にご協力いただきながらやっているところでございます。

また、今回温泉のことでは、実際1月末にみはらしの湯が落雷でシャワーのほうのボイラー、こちらの基盤等が焼けてしまいまして、ご迷惑をおかけしているところなのですが、当初は基盤だけで復旧するというふうな見立てで専門業者の方から返事をいただいていたのですが、実際のところかなり奥のほうまで雷の影響ということで、今も修理をしていると。

つい先日、日曜日の夜には檜立のふれあいの湯のポンプが突然止まってしまったと、動かなくなってしまったということで、ふれあいの湯のほうもポンプ自体は受注生産になるので、数か月かかるだろうというところで、現状は中之郷のやすらぎの湯、あと足湯、それと裏見ヶ滝温泉、これは自治会さんのほうでやっていたいただいているのですが、あと末吉の洞輪沢温泉、ここを今営業しているところで、昨日からですか、みはらしの湯のほうの部品も届いて、一応業者さんのほうに修理でなるべく早く開けなければいけないということでやっているのですが、一部また駄目なところが発見されまして、昨日分かりまして、昨日のうちにまた新たな部品を発注かけているというところなんです。

檜立のふれあいの湯が当然しばらく休業ということになってしまうので、皆様方にはご迷惑をおかけして申し訳ないのですが、なるべく早くみはらしの湯のほうを復旧して、そうすれば無休でやっていけるということも考えていますし、あとだんらんのほうですね、あちらを定期的にお使いいただいている方もいらっしゃるんで、そういったところを今後どうしていこうかということで、無休でやっていくので、どこかでただし入れなくてはいけないのかなど。当初、社協さんの入浴サービスも考えたのですが、ちょっとあれは費用が個人負担が大きくなってしまうということもありますので、何とか町営の温泉で対応できないかというところで、今、係内で検討しているところでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（山本忠志君） 5番。

○5番（山下則子君） 本当にだんらんの湯というのは、すごく大事な場所だと思うんです。それなので、そのポンプというのが二、三か月かかるとなると、その間、障害を持っている方とか、本当に切実な問題になってしまうと思うので、よい方法をぜひ考えていただいて、

皆さんにちょっとご負担というか、あれしてしまいますけど、我慢していただくしかないのかなと思うので、なるべく早くいい方向性を見つけていただきたいと思います。よろしくお願ひします。要望です。

○議長（山本忠志君） そのほか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 関連なんですけど、以前、温泉の作業を終えた後、終える前にシルバーの方が入浴するということに対して、住民からクレームがあったわけです。それで入れなくなっただけです。あれ元に戻せませんか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 一応温泉業務に関わった皆様、シルバーの職員の方に全員駄目ということではなくて、うちのほうは委託をする際に、例えば今、温泉は3交代制か、2交代制、朝早くから出て掃除とかされて、その後、そこで帰られる方もいらっしゃいますし、あと例えばそこから引き続き残って業務を続けていただく方も中にはいらっしゃるんです。そして、引き続きの場合には、もちろん掃除とかで汗もかくので、そういった方には営業開始前にお風呂に入ってもらっていただくとか、あとそういったところは大丈夫とっております。

ただ、住民の方からうちのほうに連絡が入ったのも、温泉業務に関わっているシルバーの方全員がただで入れるというようなお話があったので、それは違うでしょうと。帰れるのであれば、帰っていただいて、もしくは別に絶対入るなということではなく、もちろん税金でやっているものなので、お金をお支払いいただいて、入っていただく分には全然構わないということでのお話が、途中で誰も全員入るなみたいなお話になってしまって、それが広がってしまっているんで、ちょっと私どももシルバーの事務局に対しては、そこは違いますと、ちゃんと委託の条件として、こういった条件でやっていますということで、そこで周知徹底を図ってくださいということをお願いしているんで、以前のように誰でも入っていいというところは、ちょっとそれは私としては了承できないかと考えてございます。

○議長（山本忠志君） そのほか。

1番。

○1番（真田幸久君） 21ページの選挙費、4番、八丈町議会議員選挙費の選挙公営負担金の減額なんですけれども、まあまあ大きい金額、756万5,000円減額されているのですが、この減額されたもののバランスといいますか、いろいろな費用が公営になっていますけれども、そこで何かばらつきのようなものがあるのかどうか。例えば自動車関連の利用があまりなか

ったとか、ポスター関連のほうの利用があまりなかったとか、そういった特徴のようなものがあればお教えいただきたいんですけども。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 選挙公営に関しまして、町議選のほうでの実績というところになります。実際当初予算のときには一応16名という形で予算をちょっと組んでおりました。それで、自動車のほうも1日の上限の6万4,500円を選挙期間で計算して、16名の方全員分というふうな、そういったような形で皆さんが全員使うというのは想定の下、予算は組んでいるというところがございます。

実績からしますと、自動車の借入れをされた方は今回は7名でしたので、一番の減額が大きかったのは、自動車の借入れの部分と、あとポスターの作成のところが一番の減額の部分というふうになっております。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） それ以外のビラなどは、ほぼ皆さんがお使いになったということでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） ビラを使っている方は、ビラ作成で選挙公営を利用された方は6名です。皆さん当然金額も違いますので、その辺でのばらつきというのは当然でございます。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） そうすると、全体的な数字として、3分の1ぐらいしか使われていなかったというこの理解で、全体として。それとも全員というか、皆さんが使っているような分野はあったということなのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 選挙公営費を使っていない方もいらっしゃいます。一番選挙公営で今回使われたのはポスター作成費です。12名の方がポスター作成費で選挙公営を利用されております。

○議長（山本忠志君） それでは、27ページまでの質疑は以上で終結したいと思います、よろしいですか。

続きまして、27ページ、労働費から38ページ、予備費までの質疑をお受けいたします。質問ございますか。

6番、どうぞ。

○6番（金川孝幸君） 32ページの住宅費、先ほどページ、誤ったんですけど、今日からタブレット端末というか、パソコン、これでこの文書を見ているんですけど、紙のときと違って、ちょっとめくることができなくて、大変失礼しました。

住宅費に関してなんですけど、毎月の広報に募集が載っているんですけど、今、それだけ空いているということだと思うんですけど、逆に希望していて、思うようなところに入れないうで待機している方というのもいらっしゃると思うのですが、その辺の数値等分かれば教えてください。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 3月1日現在の空き家数は、単身用が3、あと家族用が24、あとバリアフリーが5ということで、入居可能な空き家数は32あります。入れなかった方というのは、募集数が決まっていますので、募集に対する応募が重なって、抽せんで入れなかった方ということだと思います。

○議長（山本忠志君） 6番。

○6番（金川孝幸君） 部屋のタイプとか、基準があると思うんですけど、世帯の体系というか、単身世帯が増えているとか、状況は変わってきていると思うんですけど、今後見直す必要もあると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 見直すというのは、入居条件を見直すということでしょうか。一応これは低所得者用住宅ということで、法令に基づいた住宅を建設していることもありますので、その辺は都とか、いろんなところで指導を受けながらということになると思いますけれども、基本的には既に入られている方もいらっしゃることもありますので、なかなか制度を変えていくということは難しいかなというふうに思っております。用途を廃止して、町営住宅でないという形で入居させるということも可能ですけれども、その場合はその分の補助金返還等、いろんなこともありますので、ちょっと慎重にしていかなければいけないのかなというふうに思います。

○議長（山本忠志君） 6番。

○6番（金川孝幸君） いろいろ難しい規則とかあると思うんですけど、空けておくのもちょっともったいないので、何らかの方法があれば、検討していただきたいと思います。要望です。

○議長（山本忠志君） それでは、ほかに質問ございますか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 33ページのホームステイ受入れという部分なんですけど、来年度の受入れはどうなっているのか、来年度はもう決まっているんですよね、男子1人ですか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 来年度はホストファミリーは決まっております。面接も終わって、準備はしているところでございますけれども、試験の結果がまだ出ておりませんので、確実に受け入れられるというところでは、この状況では現在ではまだ申し上げられませんが、1人受け入れる準備を進めております。現在、令和4年度は、男子生徒が2人通っております。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 今後の問題として、島外から島に来て学習したいという要望は結構あるんですよね。その受入れ先がないということで困っているわけで、町として何か考えているのか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 今年の令和4年度の募集したところ、コロナ中にもかかわらず、7組の募集があったんです、今年度ですね、令和4年度。ただし、これはこれから増えるだろうという見込みで期待して、今年、令和5年度の募集をしたところ、申込みは2件しかなかった。そこで、なかなか希望の状況というのが上下するなという感じを持っておりまして、ただホストファミリーをやりたいんだけど、よく分からないというお話もありますので、ホストファミリーの方を増やすような周知というか、政策といいますか、ホストファミリーの方を増やすような形で令和5年度は取り組んでいきたいと考えております、令和6年度に向けてですね。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） ホストファミリーを見つけるのは物すごく難しいです。だから、幾ら説明しても、ちゅうちょするご家庭は多いと思うので、それより別の形で、神津で、村独自に寮を建てたり、結構うまくいっているんですよね。そういう努力ができないのかなと思っていて、民宿とか、そういうところを町が借り上げて、そういう仕組みをつくるとか、その辺を今後の問題として考えてほしいと思うんです。定時制の生徒も結構島外から親子で来ていたり、1人で来ていたり、いますね。だから、その辺を受入れ体制をもうちょっと充実する。ホストファミリーというのは、私自身は難しいなと思っているので、別の方法も考えて

ほしいと思っています。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 八丈高校の支援につきましては、今、教育委員会、教育課でやっているんですけども、八丈町の政策的な面になりますので、教育課としては、今考えているのは、ホストファミリーを募集していくというところで、寮を建てたり、民宿を借り上げてというところは、また庁内での政策的な調整が必要かと思います。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

6番。

○6番（金川孝幸君） 31ページの公園費、南原の野球場の屋根が壊れたということで、撤去されているんですけど、これは直す予定はあるのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） これはブルペンのマウンドのほうにかかっている屋根が現状危ないというところで、まずは急遽取り払いをさせていただきます。今後、復旧に関しましては、利用者の方ですとか、体育協会の方と相談しまして、どのような形がいいのかというのを検討、調整していきたいと考えております。現段階では撤去のみでございます。

○議長（山本忠志君） ほかにございませんか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 30ページ、観光費です。新型コロナウイルス感染症復興割集客キャンペーン事務委託料、こちらはすごく観光客と島の観光事業者としてはすごくいい事業だったのではないかと評判を受けております。その中で割引率に関して、途中から急激にちょっと割引率が高くなったのかなという認識があるんですけど、最初から60%のやつですよ。内容のほうを一度確認をお願いします。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 割引率の部分に関しては、ダイナミックパッケージという宿と飛行機がセットになった部分、それと宿泊単品、それぞれで違って、OTAの会社によって、定率でやるものと定額でやるものという種類があったので、それで多分割引率が違うように見えていたのかと思われます。人数によってもちょっと違うので、細かい部分を今全部説明してしまうと時間がかかるので、それは後ほどご説明させていただければと思うのですが、その部分に関して、国の全国旅行支援、こちらのほうの年内と年明けからの率というか、上限が変わったので、その部分で八丈のクーポンのほうが利便性が高くなったというこ

ともあって、各OTAのほうから事業の実績というのが高く上がってきましたので、今回追加させていただいています。

この事業を観光の各事業者さんにやっていただく中で、このクーポンだけで終わらないようにいろんな取組をしてくださいというのを事業を始める前にお話をさせていただいて、その中で2番議員の宿のほうも、OTAの年間の日本全国で47施設の中選ばれて、八丈を宣伝させていただいておりますので、ご協力もありがとうございますということで、お祝いとお礼を申し上げたいと思います。

○議長（山本忠志君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） 申し訳ないです。そういう話で振ったわけでは決してないので、誤解されないようお願いいたします。

何が言いたいかという、ちょっと割引率がすごく高くなっているOTAさんとか、そういうところが見受けられたというのがあったので、ある程度の制限をやっぱり町のほうからも少しさせていただいて、それでなるべくたくさんのお客様にご利用いただくということをお話しさせていただいて、補助金を出すという形がいいのかなど。それと、今、今回、新型コロナウイルス感染症の復興割ということもありますけど、アフターコロナということで、ぜひまたこういう観光策というのにも積極的にやっていただきたいと思いますので、よろしく願いします。要望となります。

○議長（山本忠志君） そのほか質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） ないようでしたら、以上で予備費までの質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認めます。日程第6、議案第1号 令和4年度八丈町一般会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

それでは、これから休憩に入ります。午後の部は13時、午後1時から再開いたします。

(午前 11時32分)

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

(午後 1時00分)

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 日程第7、議案第2号 令和4年度八丈町介護保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 書類番号の3番をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

説明を始める前に、すみません、こちらも訂正のほうをお願いいたします。

第1条、「既定の歳入歳出予算の総額に」となっておりますところを「から」というふう
に訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

では、説明のほうに入らせていただきます。

議案第2号 令和4年度八丈町介護保険特別会計補正予算。

令和4年度八丈町の介護保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ188万8,000円を減額し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,928万5,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○福祉健康課長（奥山 勉君） はい。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

8款繰入金、こちらにつきましては、それぞれ繰り入れている中で認定関係、旅費等の減、
あとシステム改修費、認定審査会報酬等の減によりまして、188万8,000円の減となります。

以上、歳入合計、補正前11億4,117万3,000円、補正額188万8,000円の減、計11億3,928万
5,000円となります。

下のページ、5ページをお願いいたします。

こちらは歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費77万6,000円の減でございます。旅費やシステム改修費の減額でございます。

2 項介護認定審査会費111万2,000円の減、審査会の開催減に伴う報酬やオンライン研修に伴う旅費等の減額でございます。

以上、歳出合計、補正前11億4,117万3,000円、補正額188万8,000円の減、計11億3,928万5,000円。

簡単ですが、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

3 番。

○3 番（奥山幸子君） ページ数と直接関係ないんですけど、養護老人ホームがなくなって数年たつわけですけど、今、民間の事業所が受皿となって今やっていますけど、低所得者、年金暮らしの方が入所できる施設がないかという要望が結構あるんです。町はその辺をどういうふうにお考えなのか、あるいはまた養和会との話し合いはしていらっしゃるのか、その辺を伺います。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） ただいまの質問で、まず低所得、年金暮らしの方々、要は自宅よりも施設ということですよ。そういった施設については今後ちょっと養和会さんとも検討していかなければならないということは考えてございます。

ただ、今現在、養和会さんとの、今現在というか、話の中では、今ある100床、特養ですよ、特養の部分の以前増床の話もあったと思うのですが、やはりこれから八丈の中での高齢化率は上がってくるけれども、人口は減少していくということもありますので、今すぐにお年寄り、高齢化率が増えるから増床するということではなく、その辺も今後十分見極めながら、お互いに町と法人さんと話し合いをしていかなければならないというふうに考えてございます。

ただ、今ある施設を維持するかというと、そこもちょっと法人さんとしてのお考えもあるみたいな、ちょっと具体的な話はまだ私も聞いてございませんけれども、そういったことは内部ではいろいろ検討を重ねていらっしゃるというお話は聞いているところでございます。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3番（奥山幸子君） 課長がおっしゃるように、増床というのは現実的でないと思っています。それで、一度、養和会の方と話したことがあって、そうしたらどうするのかということですね。改装するのか、あるいは新しい施設を、養護老人ホームに代わるような施設を造ってもいいのではないかという話はちょっと伺っているんです。だから、その辺の話をもっと具体化していただければ、独り暮らしでそういうところの施設に入れば、食事の提供とかしてもらえて、住みやすくなるのではないかという話もありますので、ぜひ養和会との話し合いを具体的に進めていただきたい、それが一つ。

あと、地域包括が町と養和会と2つあるわけですけど、その辺の人数というか、人材がなかなか集まらないというのはありますけど、役割分担をどのようにしているか、住民に分かりやすく教えていただきたいと思います。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） まず、施設のほうにつきましては、これもちょっと私が直接お答えしていいのか分からないのですが、あちらの法人さんの旧養護老人ホームの場所がございませけれども、あそこも結局補助金等を活用されているということで、財産処分についてのやはり年数等もあるというお話もあって、それを見据えた上での計画を立てたいというところを理事長のほうからも聞いてはございます。なので、そうしたときにはやはり理事長のほうからも町への例えば土地の協力依頼とか、そういったところは町長のほうにも伝えておりますし、今後そこはいろいろ話し合いをしていかなければならない。

あと、2つ目の包括支援センター、こちらも実はぶっちゃけ、本当は令和5年度は法人さんのほうからは、かなり人員的に厳しいということで、うちと話し合いをずっと重ねてきております。そうした中、先月、最終的なところで、まず令和5年度は、人の入替えはあるんですけれども、3人体制で以前と同じように包括のほうを受けていただけると。

今までは全てを町から委託という形でしていましたので、町に例えば相談事が来たりしても、全てあちらのほうに振っていたんです。それを今は町の中にも高齢福祉係の中に八丈町包括支援センターということで、職員配置をしているので、専門職を配置しているので、まずはそういったところで相談として受けられるものほうで受けると。そこに例えば長期的に関わりを持たなければいけないとかなったときには、法人のほうの包括の支援センターの方々と話し合いをして、そこでどういうふうな分担というか、役割をやっていくかというところも定期的に会議を開いていますので、そういった中でこの間も話したのが、今後いろいろ人口、人数が、人が減っていくといったところでは、福祉に関しては八丈町全体の問題と

考えると、やはり町だけではなく、各事業所の方々にもたくさんご協力いただいて、みんなで支えていかなければならないという話合いをしているところなので、今後もその方向性で各事業所含めまして、いろいろやっていきたいと。

一応この3月22日にも、ケアマネの資格をお持ちの方々、各事業所、そういった方々にもお集まりいただいて、この町の中でいろんな課題がまだたくさんございます。そうしたところをみんなで課題を出し合って解決策を見いだしていこうということもやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（山本忠志君） 6番。

○6番（金川孝幸君） 関連なんですけど、老人ホームの建物とか、それ以前に職員の問題、今回大量に退職する方がいるというふうに聞いているんですけど、その辺は把握しているのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 大量に辞める。法人内の人事について、苦しいと、厳しいということは聞いておりますけれども、具体的な人数等については、私どものほうでは把握してございません。

ただ、全協とか、今までの会議の中でも言うように、介護職とか、こういった専門職の人材不足というのは、本当に町全体の課題だと考えてございますので、そうしたところで今ちょっと話しましたがけれども、みんないろんな事業所の方々と課題を出し合いながら、どうすればいいか、これは社協さんも含めて、そういった部分を話し合っていきたいと考えてございます。

○議長（山本忠志君） 6番。

○6番（金川孝幸君） 5人ぐらいの職員が辞めるのではないかという話は聞いているんですけど、それによって、残された職員の負担が大きくなって非常に厳しい労働環境になっているのではないかというお話は聞いているので、町として何ができるか分からないんですけど、できる範囲で何とか老人ホーム、健全な運営ができるようにお手伝いしていただければと思います。要望です。

○議長（山本忠志君） そのほかございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第2号 令和4年度八丈町介護保険特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第8、議案第3号 令和4年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ただいまの介護の次、黄色の用紙の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第3号 令和4年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算。

令和4年度八丈町の後期高齢者医療特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ172万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,664万5,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長（佐藤真一君） はい。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出とも項の補正額で説明申し上げます。

歳入、1款1項後期高齢者医療保険料43万4,000円の増、保険料の収納実績に伴って増となります。

その下、3款1項都補助金59万9,000円の増、歳出の保健事業費の実績により、区市町村支援事業補助金が増となります。

その下、4款1項他会計繰入金13万5,000円の増、一般会計から実績見込み等に伴い減す

る項目もありますが、繰入れをいたします。

下のページ、6款2項償還金及び還付加算金9万8,000円の増、過年度の精算分でございます。

4項受託事業収入80万円の減、こちらは葬祭費の実績見込みにより受託事業収入が減となります。

その下、5項雑入125万4,000円の増、過年度の葬祭費の精算分と負担割合改正に伴う事務費の補助金が増となります。

次のページ、お願いいたします。

一番下の行となりますが、歳入合計、補正前の額2億4,492万5,000円、補正額172万円の増、計2億4,664万5,000円となります。

下のページ、歳出となります。

1款1項総務管理費28万2,000円の減、管外旅費等を減といたします。

その下、2款1項葬祭費70万円の減、実績見込みにより減といたします。

3款1項広域連合納付金129万8,000円の増、広域への負担金で減となる項目があるものの、全体では増となります。

その下、4款、次のページをお願いいたします。

1項保健事業費10万5,000円の減、健康診査事業の実績に伴い減といたします。

5款1項償還金及び還付加算金69万9,000円の増、過年度の葬祭費の精算分となります。

2項繰出金81万円の増、過年度に一時、一般会計に立て替えてもらった分の精算分となります。

一番下の行、歳出合計、補正前2億4,492万5,000円、補正額172万円の増、計2億4,664万5,000円。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問はございませんか。

6番。

○6番（金川孝幸君） 補正に関するあれはないんですけど、火葬場の使用について、今、コロナの関係で制限していると思うんですけど、今後の見直しとかの見通しがあれば教えてください。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 後期高齢者に限らずということで、3月13日以降は弔問されるお客様についてはマスクの着用を求めないという形になります。

○議長（山本忠志君） 6番。

○6番（金川孝幸君） 飲食等についての制限も特に考えていないということによろしいですね。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 飲食のほうにつきましては、現在のままのルールで行いたいと存じます。

○議長（山本忠志君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第8、議案第3号 令和4年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第9、議案第4号 令和4年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算を上程いたします。

住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ただいまの後期の次、ピンクの用紙の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第4号 令和4年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算。

令和4年度八丈町の国民健康保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ344万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,760万7,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長(佐藤真一君) はい。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いいたします。

後期同様、歳入歳出とも項の補正額で説明申し上げます。

歳入、1款1項国民健康保険税1,129万4,000円の増、国保税の収納実績に伴い増額いたします。

一番下のところになります。4款、次のページ、1項都補助金1,455万8,000円の減、市町村の財政状況に応じる特別交付金が減となります。

6款1項他会計繰入金671万3,000円の増、低所得者に対する保険税の軽減分に対する繰入金は増となります。

一番下、歳入合計、補正前12億8,415万8,000円、補正額344万9,000円の増、計12億8,760万7,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。3款1項、2項、3項ともに財源の更正をいたします。

その下、8款1項償還金及び還付加算金199万1,000円の増、保険税還付金は減となります。都への返還金は増となります。

下のページ、3項繰出金145万8,000円の増、保険税の滞納分の収入を一般会計へ返還するものでございます。

一番下、歳出合計、補正前12億8,415万8,000円、補正額344万9,000円の増、計12億8,760万7,000円。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(山本忠志君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(山本忠志君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(山本忠志君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、日程第9、議案第4号 令和4年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(山本忠志君) 続いて、日程第10、議案第5号 令和4年度八丈町水道事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長(菊池 拓君) 書類番号4をお願いいたします。

1ページをお願いします。

議案第5号 令和4年度八丈町水道事業会計補正予算。

総則。

第1条、令和4年度八丈町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(「第4条、第5条を除き文言省略」の声あり)

○企業課長(菊池 拓君) はい。

次のページをお願いいたします。

継続費。

第4条、継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

1款資本的支出、1項建設改良費、大川浄水場改修事業、補正前、総額7億5,155万6,000円、令和3年度年割額9,296万6,000円、令和4年度年割額3億7,784万2,000円、令和5年度年割額2億8,074万8,000円、補正後、総額7億5,217万2,000円。令和3年度と令和4年度の年割額は変わりません。令和5年度年割額2億8,136万4,000円に補正します。こちらは工事管理委託によるものです。

企業債。

第5条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的、水道施設整備事業、補正前、限度額1億6,100万円、補正後1億5,500万円に

減額いたします。こちらは老朽管更新工事等の契約実績によるものです。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

9ページをお願いします。

令和4年度八丈町水道事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入。

1款水道事業収益、2項営業外収益1,111万3,000円の減、長期前受金戻入は増になりますが、資本費繰入収益は減になります。

次に、支出です。

1款水道事業費用、1項営業費用532万3,000円の増、固定資産除却費です。

次に、資本的収入及び支出。

収入のみの補正になります。

1款資本的収入1,206万8,000円の増、1項企業債600万円の減。

次のページに移りまして、2項一般会計繰入金2,000万円の増、主に企業債償還出資金が増となります。

3項国庫支出金2,147万4,000円の減、大川浄水場補助金です。

4項都支出金1,954万2,000円の増、こちらは事業の実績による補正になります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第10、議案第5号 令和4年度八丈町水道事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第11、議案第6号 令和4年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 水道事業会計の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第6号 令和4年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算。

総則。

第1条、令和4年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「第5条、第6条を除き文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池 拓君） はい。

次のページをお願いします。

継続費。

第5条、継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

1款資本的支出、1項建設改良費、町営バス事務所・車庫建設事業、補正前、総額2億6,749万6,000円、令和3年度年割額1,132万1,000円、令和4年度年割額2億5,485万5,000円、令和5年度年割額1,320万円、補正後、総額2億6,177万2,000円、令和3年度年割額1,132万1,000円、令和4年度年割額8,120万4,000円、令和5年度年割額1億6,924万7,000円に補正いたします。こちらは今年度事業費の減額になります。

企業債。

第6条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的、建物整備事業、補正前、限度額9,900万円、固定資産購入事業、限度額2,400万円、合計1億2,300万円、補正後、建物整備事業5,000万円、固定資産購入事業2,000万円、合計7,000万円に減額いたします。こちらも事業費の減によるものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

9 ページをお願いいたします。

令和 4 年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入。

1 款自動車運送事業収益、2 項営業外収益2,741万円の減、赤字補填と長期前受金戻入の減になります。

支出。

1 款自動車運送事業費用2,893万3,000円の減、こちらは主に次のページの固定資産除却損で、バス事務所建築が令和 5 年度までの事業に変更になったことによる減額になります。

次に、資本的収入及び支出。

収入。

1 款資本的収入 2 億400万円の減、1 項企業債5,300万円の減、事業実績による減になります。

2 項都補償金6,700万円の減、こちらも令和 5 年度までの事業変更によるものになります。こちらは令和 5 年度で予算措置いたします。

3 項一般会計繰入金8,400万円の減、一般会計出資金の減です。

次のページに移りまして、支出、1 款資本的支出、1 項建設改良費 2 億573万4,000円の減、建物整備費につきましても主にバス事務所建築が令和 5 年度までの事業に変更になったことによるものです。

固定資産購入費につきましても、貸切りバス 1 台の購入の契約差金になります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、日程第11、議案第6号 令和4年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(山本忠志君) 続いて、日程第12、議案第7号 令和4年度八丈町病院事業会計補正予算を上程いたします。

説明、病院事務長。

- 病院事務長(菅原宏幸君) それでは、黄色い紙の次、お願いいたします。

その次の1ページをお願いいたします。

議案第7号 令和4年度八丈町病院事業会計補正予算。

総則。

第1条、令和4年度八丈町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(「文言省略」の声あり)

- 病院事務長(菅原宏幸君) はい。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

7ページをお願いいたします。

令和4年度八丈町病院事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入。

1款病院事業収益、2項医業外収益、予算額6億3,341万8,000円、補正予算額が660万9,000円の減となります。

内訳ですが、都支出金456万4,000円の増、中身ですが、物価高騰緊急対策支援金235万2,000円、年末年始の診療・検査体制協力金221万2,000円となります。

まず、物価高騰緊急対策支援金の内訳ですが、給食の食材費、基準額が1食当たり81円となります。対象期間、入院患者数見込みですが、5,042人として48万円の内訳になりまして、2番の光熱水費、基準額が3万6,000円、許可病床数が54床となります。194万4,000円の増となりまして、235万2,000円の内訳となっております。対象期間ですが、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの期間となります。実績により、これは精算される予定となっ

てございます。

2番目の年末年始の診療・検査体制協力金ですが、年末年始12月29日から1月9日、期間中の発熱患者等の診療体制確保に対する協力金といたしまして、221万2,000円の補助を受けることとなります。

5目一般会計補助金8,000万円の増、一般会計補助金の増となります。

8目資本的繰入収益9,117万3,000円の減となります。

続きまして、下のほうにいきます。

病院事業費用15億5,452万3,000円、補正予算額が290万円の増、計15億5,742万3,000円となります。

2目の材料費ですが、検査材料費が170万円の増となり、次のページが給食材料費が120万円の増となります。

続きまして、資本的収入及び支出、資本的収入2億330万1,000円、補正予定額ゼロ、計2億330万1,000円となります。

1目の一般会計負担金が9,117万3,000円の減、一般会計繰入金が9,117万3,000円の増となります。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問はございませんか。

6番。

○6番（金川孝幸君） この補正とはちょっと関係ないんですけど、病院で亡くなられた方の搬出口、これが救急車の急患の受入れ口と並んでいるんです。霊柩車が止まっているところに救急車が並んで入ってくるような状況があるんですけど、搬出口を変えとか、そういうことはできないのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 現状としては変えられないと思います。業者さんにもよって、あそこから救急車といいますか、あそこからの葬儀の車に移すのが一番いいと思われまして、ほかからとなると、葬儀屋さんとも相談しないといけないと思いますので、現状はそういうふうになっていると思われまして。

○議長（山本忠志君） 6番。

○6番（金川孝幸君） それは葬儀屋さんの都合、病院でほかの出口とかはないということな

のでしょうか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 一番最短の距離があそこになります。エレベーターから一直線に、ほかの場所に変えると、またほかの患者さんの目もありますので、一番最短距離のところであそこになっていると思われま。

○議長（山本忠志君） 6番。

○6番（金川孝幸君） 分かりました。

あと、夜中とか、早朝に亡くなられた方、霊安室がないためだと思うんですけど、この改善とか、できないのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） そこは葬儀屋さんと相談していると思いますけども、なかなかそこは霊安室がないので、ずっと預かっておくというわけにはいきませんので、すぐ葬儀屋さんと連絡を取ってという形になっていると思われま。

○議長（山本忠志君） それでは、7番、どうぞ。

○7番（沖山 昇君） 7ページになります。東京都の補助金になりますが、年末年始の診療・検査体制協力金とありますが、これはコロナの関係ということでよろしいのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） そのとおりです。

○議長（山本忠志君） 7番。

○7番（沖山 昇君） コロナの関係というと、恐らくこれは来年度はない、今後はないということになりますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） どうなるかによりますけども、コロナの補助金はほかにも出ていまして、結構公立病院的にはそこで黒字が出ている公立病院は大きいと思います。それがなくなると、逆に確かにコロナ以前の状態に戻ると思われま。

そのために町長の施政方針にもありましたけども、病院経営強化プランというのを令和5年度作成しまして、毎月、昨年11月から経営会議というのをやっておりまして、毎月実施しております。その中を反映させて、令和5年の強化プランに反映していきたいと思っておりますので、経営努力をしていかないといけないということになります。

以上です。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第12、議案第7号 令和4年度八丈町病院事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第13、議案第8号 令和4年度八丈町浄化槽設置管理事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 病院事業会計の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第8号 令和4年度八丈町浄化槽設置管理事業会計補正予算。

総則。

第1条、令和4年度八丈町浄化槽設置管理事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「第5条を除き文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池 拓君） はい。

次のページをお願いします。

企業債。

第5条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的、合併処理浄化槽整備事業、補正前、限度額1,080万円、補正後、限度額1,020万円、事業費の減により減額いたします。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

ん。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8ページをお願いいたします。

令和4年度八丈町浄化槽設置管理事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入。

1 款浄化槽設置管理事業収益928万3,000円の減、1 項営業収益69万4,000円の減、2 項営業外収益858万9,000円の減、こちらは主に赤字補填と、9 ページの資本費繰入収益が減となります。

次に、支出です。

1 款浄化槽設置管理事業費用120万5,000円の減、1 項営業費用120万2,000円の減、単独浄化槽撤去負担金の減と有形固定資産減価償却費の減になります。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

収入。

1 款資本的収入667万7,000円の減、企業債60万円の減、一般会計繰入金607万5,000円の減、国庫支出金141万6,000円の減、都支出金3万8,000円の増、次のページの5 項工事負担金、主に実績による減額と、工事負担金につきましては実績によるものになります。

次に、支出。

1 款資本的支出1,393万8,000円の減、1 項建設改良費1,378万4,000円の減、浄化槽設置工事の実績による減額です。

企業債償還金15万4,000円の減になります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第13、議案第8号 令和4年度八丈町浄化槽設置管理事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続きまして、日程第14、議案第9号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約の変更を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 書類番号の5をお願いします。

議案第9号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約の変更。

上記議案を提出する。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約の変更。

令和4年6月14日開催の令和4年第2回定例会において原案可決された「中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約（議案第42号）」を下記のとおり変更する。

記。

1、請負契約金額、イ、変更前、金1億2,903万円、ロ、変更後、1億2,815万3,300円。

2、請負代金に対する増減額、金87万6,700円の減。

3、変更の理由、法面整形工及び鉄筋挿入工の掘削量を実績に応じて変更することに伴い、かかる契約金額を減額変更する。

工期については令和5年3月24日で変更ありません。

詳細は建設課長から説明いたします。

○議長（山本忠志君） 説明、建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） それでは、裏面をご覧ください。

中道伊郷名線道路改良工事の位置図となります。

右側の枠の中に主な工事内容を記載しておりますけれども、黒字が既契約数量、赤字が変更契約数量となっております。

変更の内容については、枠の中央辺りに記載しております鉄筋挿入工の地質ごとの削孔長を実績に基づいて変更しており、それに伴って、上の段の法面整形工の数量を変更しております。

説明は以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第14、議案第9号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約の変更は原案どおり可決いたしました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第15、議案第10号 ねぎばな水壺線道路改良工事請負契約の変更を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 書類は、ただいまの続きになります。

議案第10号 ねぎばな水壺線道路改良工事請負契約の変更。

上記議案を提出する。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基

づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

ねぎばな水壺線道路改良工事請負契約の変更。

令和4年6月14日開催の令和4年第2回定例会において原案可決された「ねぎばな水壺線道路改良工事請負契約（議案第43号）」を下記のとおり変更する。

1、請負契約金額、イ、変更前、金2億3,100万円、ロ、変更後、2億5,717万5,600円。

2、請負代金に対する増減額、金2,617万5,600円の増。

3、変更の理由、設計精査に伴うアスファルト舗装面積、導水管移設範囲の変更、住民要望に対する交通誘導員の増員及び迂回路整備等を追加したことに伴い、かかる契約金額を増額変更する。

工期につきましては、先ほど補正予算で繰越明許費で説明したとおり、本年度3月30日から来年度7月28日に変更し、繰越いたします。

詳細については、建設課長から説明いたします。

○議長（山本忠志君） 説明、建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） こちらも裏面をご覧いただきたいと思います。

ねぎばな水壺線道路改良工事の位置図となります。

左下の枠の中に主な工事内容を記載しておりますけれども、こちら黒字が既契約数量、赤字が変更契約数量となっております。

変更の内容につきましては、アスファルト舗装と導水管移設工については現況に合わせた施工数量の変更となっております。また、平板載荷試験と交通誘導員の数量については、住民の要望に伴いますけれども、最終的には都の指導による変更です。

交通誘導員については、舗装の敷きならしめだけでなく、施工終点部と土砂の仮置場にも交代要員を含めた人数の変更を行っております。

説明は以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第15、議案第10号 ねぎばな水壺線道路改良工事請負契約の変更は原案どおり可決いたしました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第16、議案第11号 八丈町立大賀郷中学校特別教室等空調設置工事請負契約の変更を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 書類は、またただいまの続きになります。

議案第11号 八丈町立大賀郷中学校特別教室等空調設置工事請負契約の変更。

上記議案を提出する。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

八丈町立大賀郷中学校特別教室等空調設置工事請負契約の変更。

令和4年9月6日開催の令和4年第3回定例会において原案可決された「八丈町立大賀郷中学校特別教室等空調設置工事請負契約（議案第62号）」を下記のとおり変更する。

記。

1、請負契約金額、イ、変更前、6,050万円、ロ、変更後、金6,413万2,200円。

2、請負代金に対する増減額、金363万2,200円の増。

3、変更の理由、校舎外壁にアスベスト含有が認められたことによる除去工事の追加及び既存保管トランス撤去を追加したことに伴い、かかる契約金額を増額変更する。

工期につきましては令和5年3月17日に変更はありません。

詳細については、教育課長から説明いたします。

○議長（山本忠志君） 説明、教育課長。

○教育課長（菊池 良君） まずは、大賀郷中学校の特別教室の空調関係なんですけれども、次のページを見ていただくと、大賀郷中学校の1階の平面図になります。今回はその裏面ですね、大賀郷中学校の2階の平面図になります。中央辺りに多目的スペースというのがあるのですが、その下に普通教室というのが3つ並んでおりまして、その下の壁際沿いに点線が振られていると思います。この点線が2階の配管をするところでございます、この配管をするに当たり、外壁等の工事が必要になったところでございますが、アスベスト含有が確認されましたので、そのアスベストの排除をする金額の増額となります。

説明は以上でございます。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5番、どうぞ。

○5番（山下則子君） すみません、ちょっとお聞きしたいんですけど、外壁にアスベストが認められたということは、全体的にもアスベストが含有されている可能性というのはあるのですか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 可能性はあります。ただ、現在の規定では、アスベストが確認されても、工事をしなくて改良のないところは改修する必要もないんです。工事をする場合、今回配管をして、穴を空けたりしますんで、塗料を削ったりしますんで、そのときにアスベストが飛散するおそれがあるので、それを覆ってやってくださいという規定になっておりますので、それに従って除去するものでございます。

○議長（山本忠志君） 5番。

○5番（山下則子君） 教室のすぐ横というか、下を通っているんですかね。生徒の教室にはそうやって覆ってやれば、飛散の粉じんというか、そういうのは入ってこないのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 飛散ないように養生してやりますので、まず飛散はしないというところと、それから授業時間帯を避けて行いますので、安全確保は大丈夫だと思っております。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございませんか。

7番。

○7番（沖山 昇君） 変更の理由として、既存保管トランス撤去というのがあるんですけれ

ども、こちらはもしかしてPCBが含まれているものということによろしいでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） これは電気室にトランスがずっと、この工事とは別に置かれておりました。これは何に使うのかというところで、いろいろ調べたんですけども、将来使うだろうというところで、取り外したものを置いておいて、廃棄していなかったということが分かりましたので、今回この工事で一緒に廃棄させていただくことにしました。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第16、議案第11号 八丈町立大賀郷中学校特別教室等空調設置工事請負契約の変更は原案どおり可決いたしました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第17、議案第12号 八丈町立富士中学校特別教室等空調設置工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 書類は、またただいまの次になります。

議案第12号 八丈町立富士中学校特別教室等空調設置工事請負契約。

上記議案を提出する。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

八丈町立富士中学校特別教室等空調設置工事請負契約。

八丈町立富士中学校特別教室等空調設置工事施工のため、下記のとおり請負契約を締結する。

記。

1、契約の目的、八丈町立富士中学校特別教室等空調設置工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、イ、変更前、金4,397万8,000円、ロ、変更後、金5,172万6,400円。

784万8,400円の増ですが、本件につきましては変更後の契約金額が5,000万円以上となり、議決が必要となったため上程するものです。

4、変更の理由、キュービクルの劣化状況に応じた大幅な改修内容の変更及び動力幹線のルート変更により工種を追加したことに伴い、かかる契約金額を増額変更する。

5、契約の相手方、東京都八丈島八丈町大賀郷3106番地3、有限会社沖山設備、代表取締役、沖山勝時。

6、支出科目については、省略させていただきます。

工期につきましては令和5年3月20日となっております。

詳細は、教育課長から説明いたします。

○議長（山本忠志君） 説明、教育課長。

○教育課長（菊池 良君） それでは、次のページの図面を見ていただきたいと思います。

電気室の側面図、あと上から見た平面図になるのですが、電気室の出入口を新たに設けるものでございます。キュービクルの大幅な改修工事により、この出入口からの新たに取り付けるキュービクルが搬入が不可になりましたので、新たな出入口を取り付けるものでございまして、これに関しましては当初、既存の出入口を使う予定だったんですけども、金額の増減はございません。

次に、次のページがキュービクル等のどういうふうに変えるかというところなのですが、左側の図が既存のキュービクル電気構成でございます。それを右側に変えるというところで、この変更で大幅な変更、約560万円ほどの増加が必要となりました。

それから、次のページ、これはちょっと分かりにくいと思いますので、最後のページに富士中学校を上から見た図でございます。道路境界線というのがあって、その下にしましになっている管があると思うんですけども、これが既存の管でございますが、この既存の管が途中破損しておりまして、ここにこの配管が使えないというところで別ルートをつけるも

のでございます。

以上の変更で今回の変更契約を上程させていただきました。

以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第17、議案第12号 八丈町立富士中学校特別教室等空調設置工事請負契約は原案どおり可決いたしました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第18、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（高野秀男君） それでは、書類番号6をお願いします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。人権擁護委員として推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

次のページをお願いいたします。

人権擁護委員につきましては、町が推薦した方を法務大臣が委嘱することになります。

人権擁護委員は現在5名いらっしゃいますけども、そのうちの3名が令和5年6月30日で任期満了となるため、法務大臣に候補者を推薦する前に議会の意見を求めるものです。

候補者の方は下記の3名になります。

1番の葛馬忠道さん、あと3番の笹本長利さんは再任、2番の奥山絹代さんは新任として推薦したいと思っております。

任期は、令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間となります。

次のページからの略歴につきましては省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案同意にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第18、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、諮問のとおり答申することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（山本忠志君） 以上をもちまして、本日付議されました議案は全て終了いたしました。

令和5年第一回八丈町議会定例会第1日目をこれにて散会いたします。

次の会議は、3月14日火曜日午前9時より開議いたします。

（午後 2時08分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年3月1日

議 長 山 本 忠 志

署 名 議 員 沖 山 昇

署 名 議 員 岩 崎 由 美